

### 3.2 社会的状況

#### 3.2.1 人口及び産業の状況

##### (1) 人口の状況

福岡県及び北九州市における人口及び人口密度の状況は第 3.2-1 表、人口動態は第 3.2-2 表のとおりである。

令和4年10月～令和5年9月の人口動態は、福岡県では自然動態は減少しているが社会動態は増加しており、北九州市では自然動態、社会動態とも減少している。

第3.2-1表 人口及び人口密度の状況

(各年 10月 1日現在)

区分	項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
福岡県	人口(人)	5,110,113	5,135,214	5,123,371	5,117,967	5,106,912
	男(人)	2,418,593	2,430,951	2,425,103	2,423,076	2,419,180
	女(人)	2,691,520	2,704,263	2,698,268	2,694,891	2,687,732
	人口密度(人/km <sup>2</sup> )	1,024	1,029	1,027	1,026	1,023
北九州市	人口(人)	940,141	939,029	931,551	924,143	916,241
	男(人)	443,619	443,269	439,491	436,039	432,717
	女(人)	496,522	495,760	492,060	488,104	483,524
	人口密度(人/km <sup>2</sup> )	1,912	1,910	1,895	1,876	1,860

「福岡県人口移動調査 月別、令和元年～令和5年」(福岡県HP、令和6年11月閲覧)

「北九州市推計人口及び推計人口異動状況」(北九州市HP、令和6年11月閲覧) より作成

第3.2-2表 人口動態(令和4年10月～令和5年9月)

(単位:人)

区分	自然動態			社会動態			増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
福岡県	35,062	62,559	-27,497	286,215	269,773	16,442	-11,055
北九州市	5,689	13,077	-7,388	42,854	43,386	-514	-7,902

「福岡県人口移動調査(福岡県の人口と世帯年報)」(福岡県HP、令和6年11月閲覧) より作成

## (2) 産業の状況

### ① 産業構造及び産業配置

福岡県及び北九州市における令和4年の産業大分類別就業者数は、第3.2-3表のとおりである。

北九州市における産業構造は、第1次産業が3,200人(0.7%)、第2次産業が108,300人(25.0%)、第3次産業が305,600人(70.7%)と第3次産業の就業者数の割合が高くなっている。

北九州市の産業配置は、総就業者数で見ると福岡県全体の16.3%となっている。

第3.2-3表 産業大分類別就業者数(令和4年)

区分	項目	総就業者	第1次産業	第2次産業	第3次産業
福岡県	人数(人)	2,652,900	53,800	540,700	1,975,300
	比率(%)	—	2.0	20.4	74.5
北九州市	人数(人)	432,400 対県比率:16.3%	3,200	108,300	305,600
	比率(%)	—	0.7	25.0	70.7

注:「比率」は総就業者に対する比率を示す。

「令和4年就業構造基本調査」(福岡県及び北九州市のHP、令和6年11月閲覧)より作成

### ② 生産量及び生産額

福岡県及び北九州市における令和3年度の産業別総生産額は、第3.2-4表のとおりである。

北九州市の総生産は、福岡県全体の19.8%になっており、産業別には第3次産業の割合が高く、第2次産業と第3次産業で総生産の99.0%を占めている。

第3.2-4表 産業別総生産額(令和3年度)

区分	項目	総生産	第1次産業	第2次産業	第3次産業
福岡県	総生産(億円)	194,571	1,197	38,210	153,334
	比率(%)	100	0.6	19.6	78.8
北九州市	総生産(億円)	38,504 対県比率:19.8%	37	9,974	28,152
	比率(%)	100	0.1	25.9	73.1

注:1.「比率」は産業別総生産の合計に対する比率を示す。

2.「比率」は、四捨五入の関係で個々の積み上げ結果と必ずしも一致しない。

「福岡県 統計情報」(福岡県HP、令和6年11月閲覧)より作成

## イ. 農業

福岡県及び北九州市における令和4年の主要な農業産出額は、第3.2-5表のとおりである。

北九州市の農業産出額は45.6億円で、福岡県全体の2.3%となっており、野菜が27.2億円と最も多く、次いで米が10.7億円となっている。

第3.2-5表 主要な農業産出額（令和4年）

(単位：億円)

区分	総額	耕種						
		総額	米	麦類	雑穀・豆類	いも類	野菜	果実
福岡県	1,990.9	1,607.7	328.5	32.6	15.4	8.6	686.1	265.7
北九州市	45.6 対県比率: 2.3%	42.3	10.7	0.0	0.0	0.5	27.2	1.6

区分	耕種		畜産					加工農産物
	工芸農作物	その他作物	総額	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	
福岡県	26.0	47.1	371.6	82.7	88.6	41.4	138.7	6.1
北九州市	0.1	0.1	3.4	2.6	0.2	–	0.5	0.0

注：1. 「0.0」は数値が単位に満たないもの、「–」は該当数字がないものを示す。

2. 「総額」は、四捨五入の関係で個々の積み上げ結果と必ずしも一致しない。

「市町村別農業産出額（推計）」（農林水産省HP、令和6年11月閲覧）より作成

## ロ. 林業

福岡県及び北九州市における令和6年の所有形態別林野面積は、第3.2-6表のとおりである。

北九州市における林野面積は19,683haで、福岡県全体の8.7%となっており、民有林が80%以上となっている。

第3.2-6表 所有形態別林野面積（令和6年4月1日現在）

(単位：ha)

区分	合計	国有	民有
福岡県	225,091	25,541	199,550
北九州市	19,683 対県比率: 8.7%	3,721	15,962

「令和5年度農林水産白書」（福岡県HP、令和6年11月閲覧）より作成

## 二. 商 業

福岡県及び北九州市における令和3年の商業の状況は、第3.2-9表のとおりである。

北九州市における年間商品販売額は2兆7,180億円で、福岡県全体の12.7%となっている。

第3.2-9表 商業の状況（令和3年）

区分	総 数			卸 売 業			小 売 業		
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)
福岡県	45,724	398,889	214,407	13,517	133,966	159,471	32,207	264,923	54,936
北九州市	8,560	69,207	27,180 対県比率: 12.7%	2,201	19,858	17,140	6,359	49,349	10,040

「令和3年経済センサス - 活動調査」（経済産業省HP、令和6年11月閲覧）より作成

## ホ. 鉱工業

福岡県及び北九州市における令和2年の鉱工業の状況は、第3.2-10表のとおりである。

北九州市における年間製品出荷額は約2兆3,221億円で、福岡県全体の23.4%となっている。

第3.2-10表 鉱工業の状況（令和2年）

区分	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間製品出荷額 (百万円)
福岡県	5,009	222,453	9,912,191
北九州市	921	48,163	2,322,094 対県比率: 23.4%

注：従業員4人以上の事業所を対象。

「令和2年福岡県の工業（統計表）」（福岡県HP、令和6年11月閲覧）より作成

### 3.2.2 土地利用の状況

福岡県及び北九州市における令和3年の地目別土地面積の状況は、第3.2-11表のとおりである。

北九州市の総面積は24,261.8haで、福岡県全体の8.8%となっており、宅地が12,051.8ha(市全体の49.7%)と最も多くなっている。

対象事業実施区域及びその周囲の土地利用の状況は、第3.2-1図のとおりであり、対象事業実施区域は都市地域の市街化区域となっている。また、対象事業実施区域及びその周囲の都市計画用途地域の指定状況は、第3.2-2図のとおりである。対象事業実施区域のうち新小倉発電所敷地は「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づく工業専用地域に指定されており、新小倉発電所敷地境界の公共道路から北九州市中央卸市場敷地端に至る既設放水路(埋設路)の改修工事範囲は、工業地域及び準工業地域となっている。

第3.2-11表 地目別土地面積の状況(令和3年)

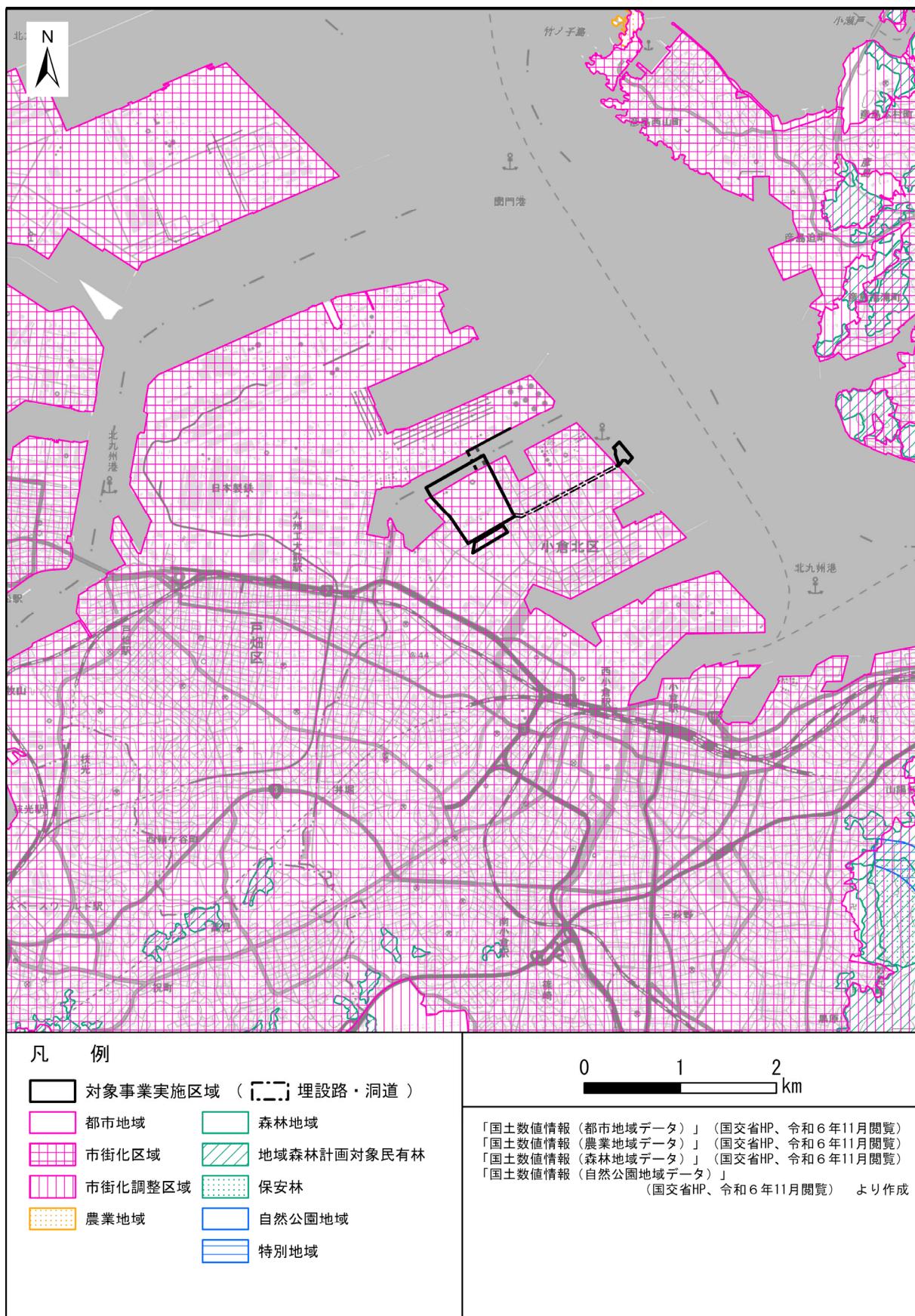
(単位:ha)

区分	総面積	田	畠	宅地	山林	原野	雑種地	その他
福岡県	276,393.1	68,181.0	26,904.4	64,794.5	88,964.6	10,033.9	17,122.8	391.8
北九州市	24,261.8 対県比率: 8.8%	2,187.7	1,005.6	12,051.8	4,970.7	1,846.7	2,118.3	81.0

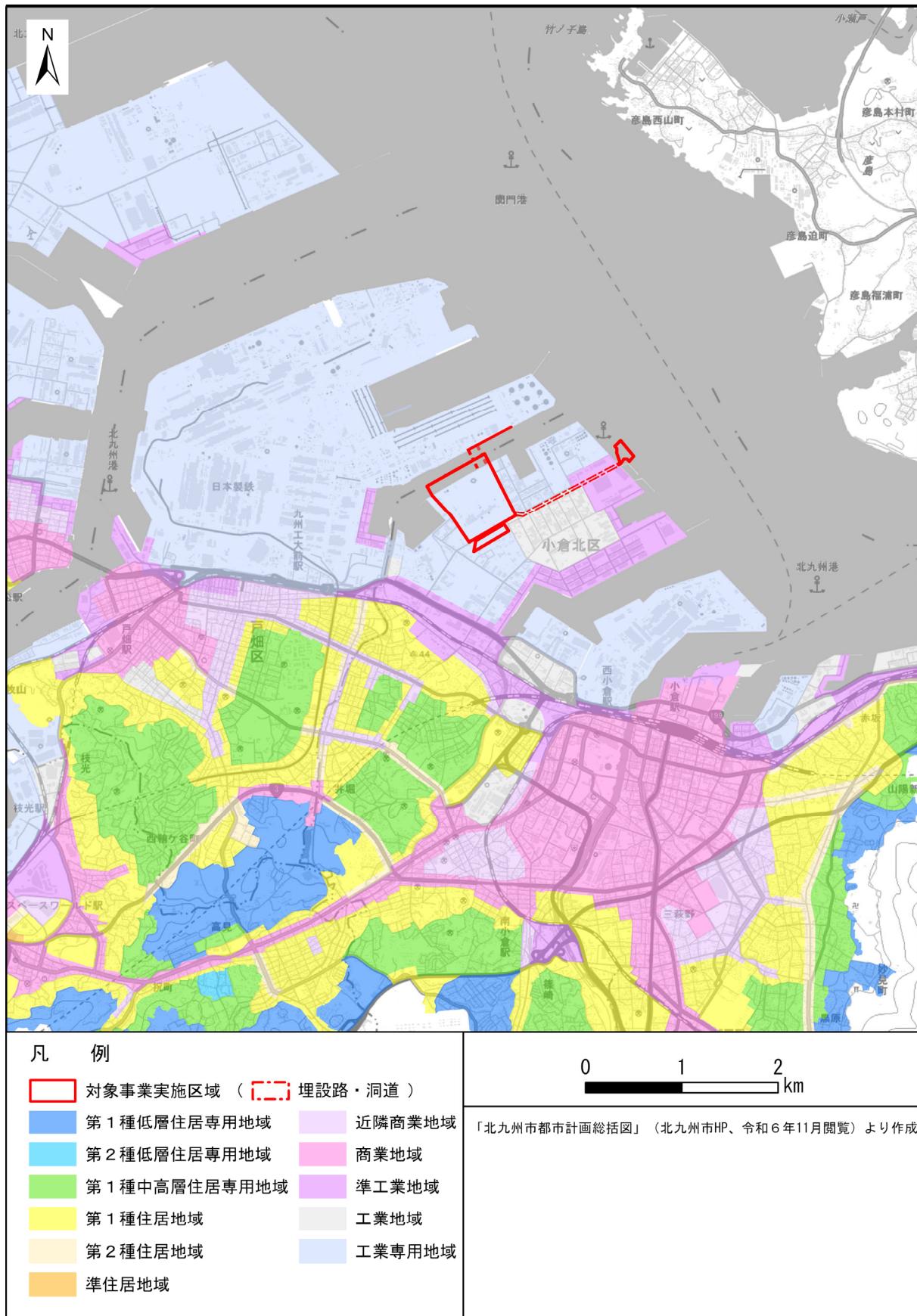
注: 1. この表は、市町村の土地課税台帳及び土地補充課税台帳(1月1日現在)に基づき報告された課税対象の面積である。

2. 「その他」は、鉱泉地、池沼、牧場、塩田である。

「福岡県統計年鑑」(福岡県HP、令和6年11月閲覧)より作成



第 3.2-1 図 土地利用の状況



第 3.2-2 図 都市計画用途地域の指定状況

### 3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### (1) 河川及び湖沼の利用状況

北九州市では、今川、山国川、紫川、遠賀川の4水系から上水道の供給を行っており、特に遠賀川水系からの供給が多い。

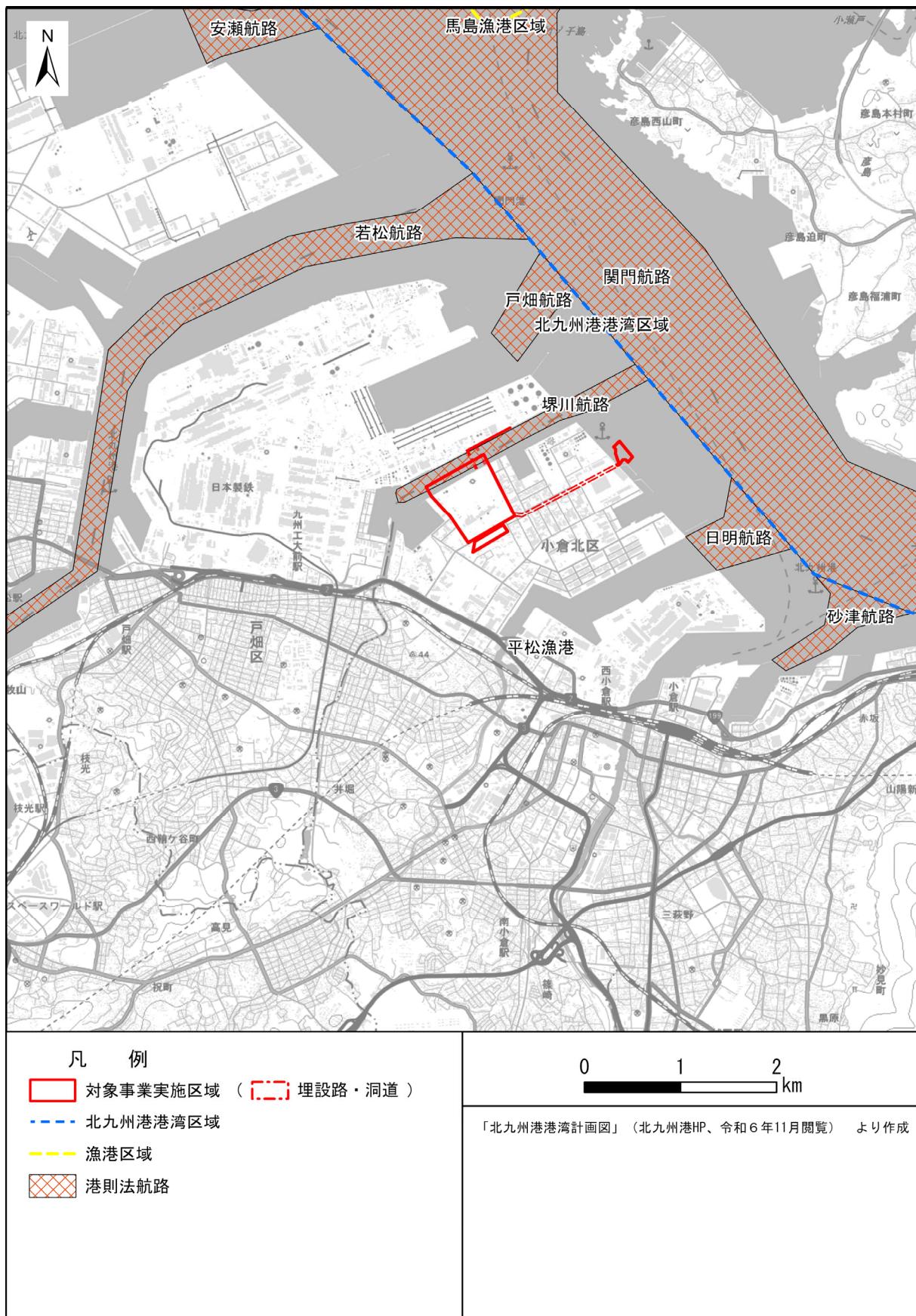
「令和4年度 水道・工業用水道・下水道 事業年報」（北九州市、令和5年）より作成

#### (2) 海域の利用状況

対象事業実施区域の周囲における海域の利用状況は、第3.2-3図のとおりである。

対象事業実施区域の地先海域は、「港湾法」（昭和25年法律第218号）に基づく特定重要港湾「北九州港」の港湾区域に指定されている。また、「港則法」（昭和23年法律第174号）に定められた堺川航路や「漁港漁場整備法」（昭和25年法律第137号）に基づく第一種漁港の平松漁港がある。

対象事業実施区域の周囲の海域には、共同漁業権が設定されており、漁業権の内容は第3.2-12表、漁業権の位置は第3.2-4図のとおりである。



### 第 3.2-3 図 海域の利用状況

第3.2-12表 漁業権の内容（共同漁業権）

免許番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業権者の名称
筑共第19号	第1種 共同漁業	えむし漁業、なまこ漁業、しゃこ漁業、たこ漁業、うに漁業、あわび漁業、とこぶし漁業、びな漁業、さざえ漁業、うみにな漁業、ばい漁業、あかがい漁業、かき漁業、あさり漁業、ふともずく漁業、もずく漁業、あらめ漁業、くろめ漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、てんぐさ漁業、あかもく漁業	ひびき灘漁業協同組合 北九州市漁業協同組合
	第2種 共同漁業	雑魚曲建網漁業、固定式さし網漁業、あなごうけ漁業（筒を含む）、雑魚かご漁業	
筑共第20号	第1種 共同漁業	なまこ漁業、しゃこ漁業、たこ漁業、うに漁業、あわび漁業、さざえ漁業、ばい漁業、てんぐにし漁業、あさり漁業、わかめ漁業、あかもく漁業	ひびき灘漁業協同組合 北九州市漁業協同組合
	第2種 共同漁業	固定式さし網漁業、あなごうけ漁業（筒を含む）、雑魚かご漁業	
筑共第21号	第1種 共同漁業	なまこ漁業、たこ漁業、うに漁業、あわび漁業、びな漁業、さざえ漁業、たいらぎ漁業、あさり漁業、あらめ漁業、くろめ漁業、わかめ漁業、あかもく漁業	北九州市漁業協同組合
	第2種 共同漁業	固定式さし網漁業、あなごうけ漁業（筒を含む）、雑魚かご漁業	
共第46号	第1種 共同漁業	あらめ漁業、いぎす漁業、いわのり漁業、かじめ漁業、てんぐさ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、もずく漁業、わかめ漁業、あさり漁業、あわび漁業、かき漁業、さざえ漁業、たいらぎ漁業、とこぶし漁業、にし漁業、にな漁業、ばい漁業、みるくい漁業、うに漁業、えむし漁業、しゃこ漁業、たこ漁業、なまこ漁業	山口県漁業協同組合
	第2種 共同漁業	建網漁業（網丈4.3メートル以下のものに限る。ただし、曲建網漁業を除く。）、小型定置網漁業、いか巣網漁業、かご漁業	

注：漁業権の存続期間は、筑共第19～21号が令和5年9月1日から令和15年8月31日まで、共第46号が令和6年1月1日から令和15年12月31日まで。

「漁業権の免許の状況について（漁場マップ）」（水産庁HP、令和6年11月閲覧）より作成

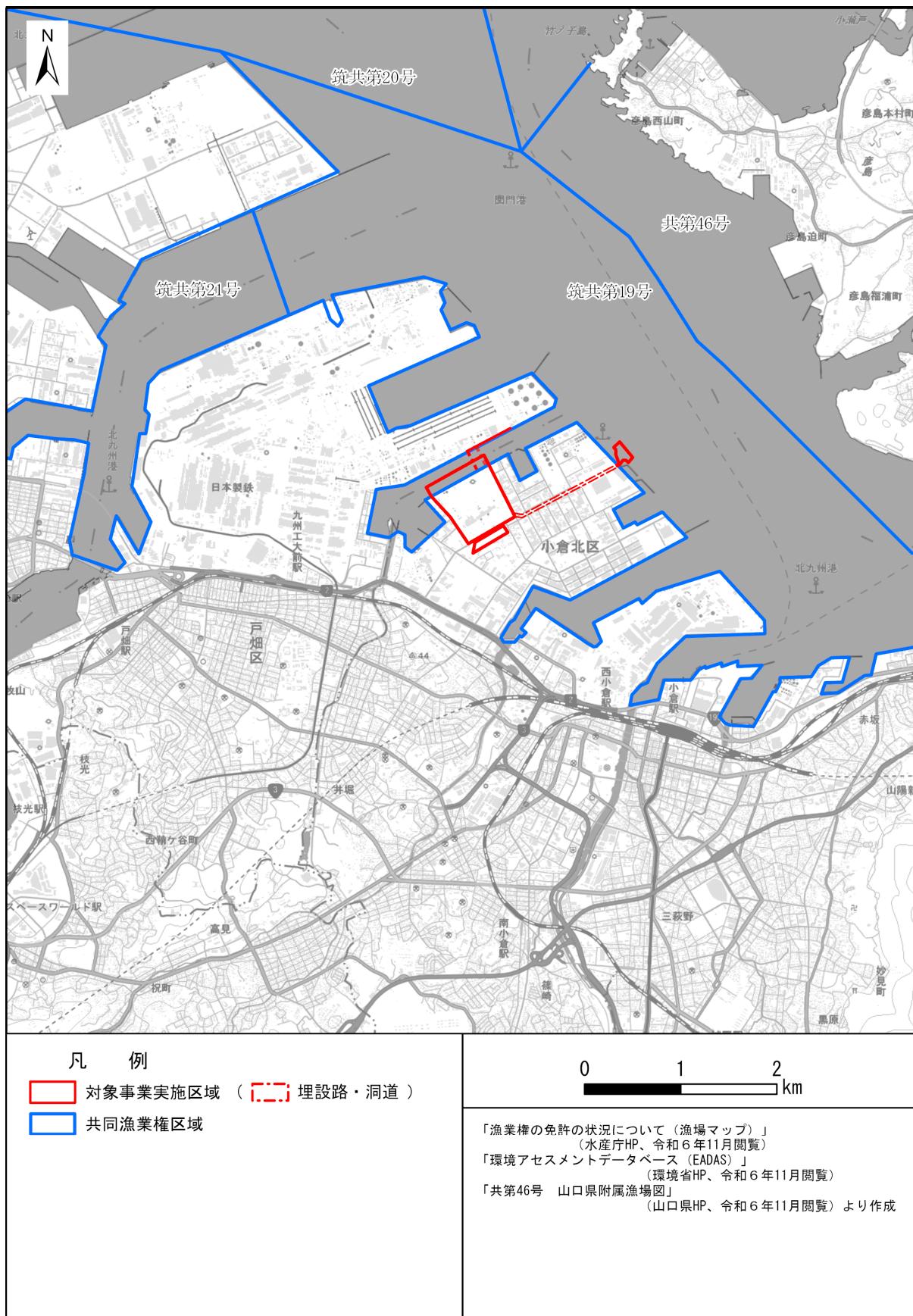
### （3）地下水の利用の状況

対象事業実施区域の周囲における地下水の利用状況は、生活用水及び工業用水となっている。

なお、対象事業実施区域の周囲には、地下水の水源はない。

「令和6年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和6年）

「北九州市の上下水道」（北九州市上下水道局総務課、令和2年）より作成



第 3.2-4 図 漁業権の位置

### 3.2.4 交通の状況

#### (1) 陸上交通

##### ① 道 路

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路交通網は、第3.2-5図のとおりである。

主要な道路としては一般国道199号等がある。

令和3年度における主要な道路の交通量は第3.2-13表、交通量調査地点は第3.2-5図のとおりである。

平日の昼間の12時間交通量は、一般国道199号で4,315～26,259台となっており、最寄りの北九州高速2号線日明IC観測地点では、6,834台となっている。

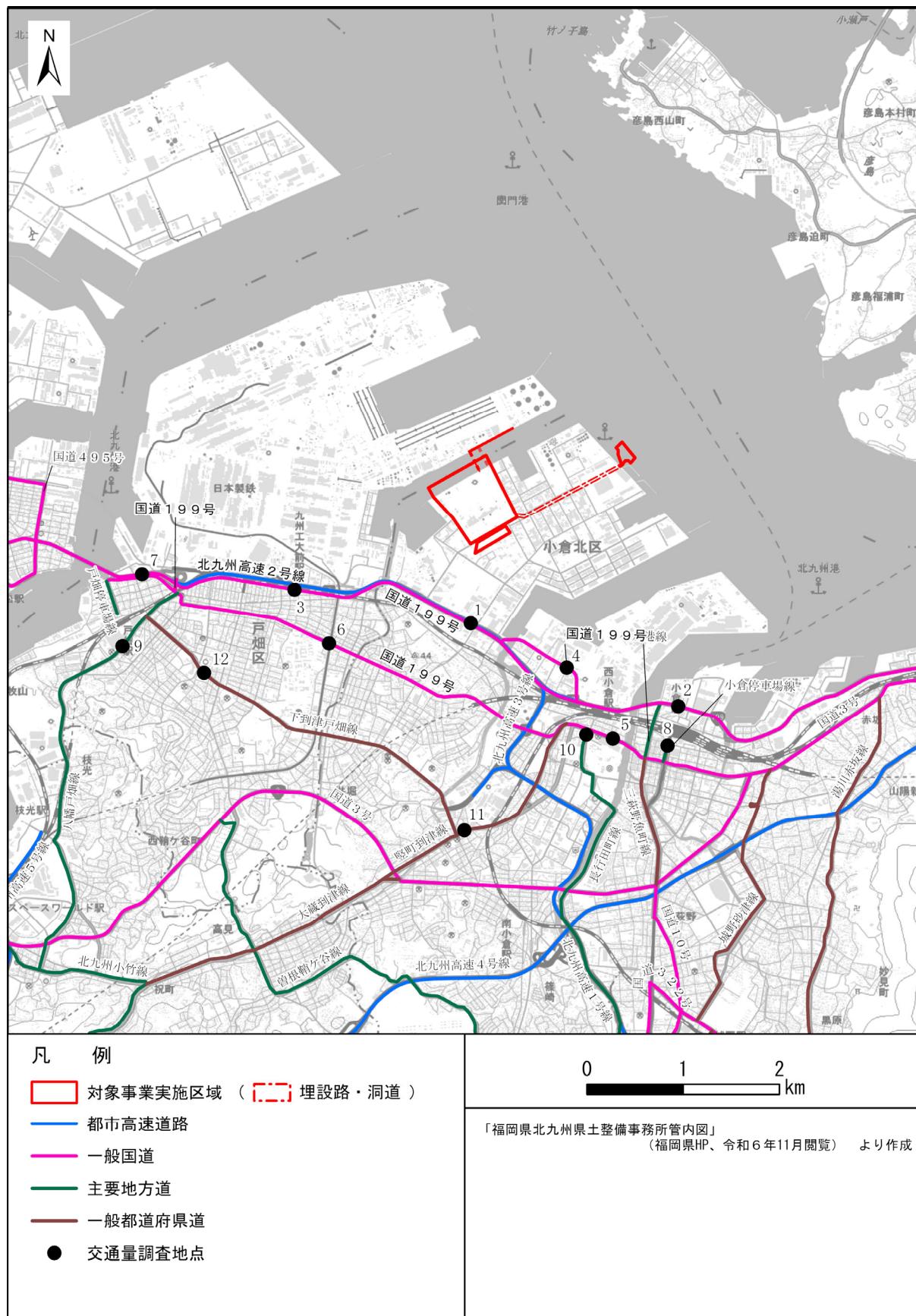
第3.2-13表 主要な道路の交通量（令和3年度）

図中番号	道路種別	路 線 名	交通量観測地点地名	交通量 (台/12時間)	大型車 混入率 (%)
1	都市高速道路	北九州高速2号線	小倉北区(日明IC)	6,834	21.2
2	一般国道	一般国道199号	小倉北区浅野2丁目	26,259	20.5
3		一般国道199号	戸畠区中原西1丁目	16,694	19.6
4		一般国道199号	小倉北区東港2丁目	7,385	19.9
5		一般国道199号	小倉北区室町1丁目	12,556	11.7
6		一般国道199号	戸畠区中原西3丁目	10,388	10.9
7		一般国道199号	戸畠区元宮町	4,315	5.9
8		主要地方道	小倉停車場線	7,545	21.8
9	主要地方道	八幡戸畠線	戸畠区初音町	20,653	11.5
10		長行田町線	小倉北区城内	10,248	5.4
11		一般県道	豎町到津線	小倉北区下到津1丁目	17,126
12			戸畠区仙水町	12,131	7.1

注：1. 図中番号は、第3.2-5図中の番号に対応する。

2. 12時間交通量は、平日の午前7時から午後7時までの交通量を示す。

「令和3年度 道路交通センサス 一般交通量調査」（国土交通省HP、令和6年11月閲覧）より作成



第 3.2-5 図 主要な道路交通網及び交通量調査地点

## ② 鉄道

対象事業実施区域及びその周囲における主要な鉄道の状況は、第3.2-6図のとおりである。

対象事業実施区域の最寄り駅は、JR鹿児島本線の九州工大前駅である。

「福岡県北九州県土整備事務所 管内図（令和5年4月更新）」より作成

### (2) 海上交通

北九州港は、古くは朝鮮、中国との交易におけるわが国の西の門戸として、また、近代は日本の工業化を支える港としての役割を果たしてきた歴史ある国際貿易港である。

現在では、特にアジアに近いという地理的特性から、日々発展するアジア諸国と日本を結ぶ重要な港として機能しており、国内物流の拠点港としても、北九州市内だけでなく九州・山口地域の人々の生活や産業、経済を支える大切な役割を担っている。

北九州港における令和5年の船舶の入港状況は、第3.2-14表のとおりであり、外航商船3,287隻、内航商船36,873隻となっている。また、旅客船の定期航路は、第3.2-15表のとおりである。

対象事業実施区域の周囲の海域における漁港の利用状況は、第3.2-16表のとおりである。

第3.2-14表 船舶の入港状況（令和5年）

区分	総数	商船		自動車 航送船	漁船	その他
		外航	内航			
北九州港	隻数（隻）	45,807	3,287	36,873	2,355	217
	トン数（t）	95,909,534	44,510,315	17,366,536	31,818,498	1,085

「港湾統計 港別集計値（令和5年1月-12月）」より作成

第3.2-15表 旅客船の定期航路（令和5年1月現在の状況）

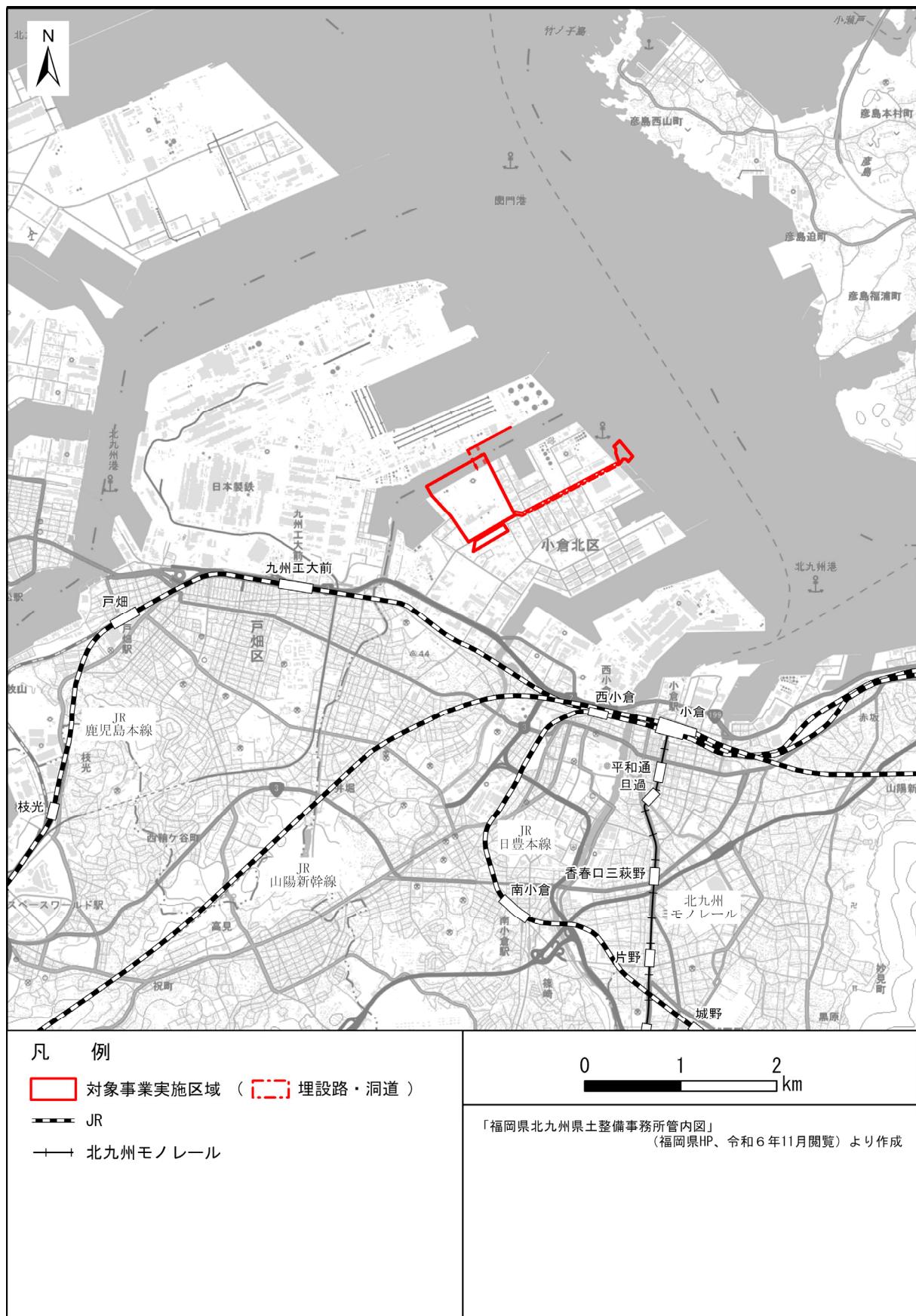
区分	運航会社	航路	頻度
国内 フェリー	オーシャン東九フェリー	北九州（新門司）-徳島-東京	1便/1日
	東京九州フェリー	北九州（新門司）-横須賀	1便/1日
	阪九フェリー	北九州（新門司）-大阪（泉大津）	1便/1日
		北九州（新門司）-神戸（六甲アイランド）	1便/1日
	名門大洋フェリー	北九州（新門司）-大阪（大阪南港）	2便/1日
旅客船	松山・小倉フェリー	北九州（小倉）-松山（松山観光港）	1便/1日
	関門汽船	門司（西海岸）-下関（唐戸）	日中20分おき
		門司（西海岸）-巖流島	4便/1日
	北九州市産業経済局	小倉（浅野）-馬島-藍島	3便/1日
		戸畠-若松	日中15分おき

「北九州港の概要」（北九州市港湾空港局HP、令和6年11月閲覧）より作成

第3.2-16表 漁港の利用状況

漁港名	利用漁船（隻）
平松漁港	51

「福岡県の漁港」（福岡県HP、令和6年11月閲覧）より作成



### 第 3.2-6 図 主要な鉄道の状況

### 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域及びその周囲における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設は第3.2-17表及び第3.2-18表、配置状況は第3.2-7図のとおりである。

対象事業実施区域の最寄りの学校、病院等としては、対象事業実施区域の南側約0.7kmに社会福祉施設のソレイユ北小倉、約1.0kmに真颶館高等学校、約1.2kmに小林外科医院がある。

対象事業実施区域の最寄りの住居系用途地域として、第3.2-2図のとおり、国道199号及び北九州都市高速2号線を隔てた南側約1.2kmに第1種住居地域がある。

なお、住居系用途地域に限らず、対象事業実施区域の南東約0.4kmと南西約0.8kmにも民家等が存在（いずれも工業地域内）している。

第3.2-17表 学校等の施設

図中番号	区分	名称	距離
1	幼稚園	宝福寺幼稚園	約1.9km
2		西南女学院大学短期大学部附属シオン山幼稚園	約2.4km
3		おひさま幼稚園	約2.1km
4		光沢寺中井幼稚園	約1.8km
5	保育所	一枝保育所	約3.0km
6		三六保育所	約2.2km
7		西中原保育所	約1.9km
8		中原保育所	約1.4km
9		井堀保育所	約2.6km
10		光沢寺保育園	約1.6km
11		日明保育所	約1.6km
12	小学校	中原小学校	約2.0km
13		一枝小学校	約2.8km
14		あやめが丘小学校	約2.2km
15		日明小学校	約1.4km
16		中井小学校	約1.7km
17		井堀小学校	約2.5km
18		明治学園小学校	約2.5km
19	中学校	中原中学校	約2.0km
20		飛幡中学校	約2.6km
21		思永中学校	約2.3km
22		板櫃中学校	約2.1km
23		明治学園中学校	約2.5km
24	高等学校	小倉高等学校	約1.9km
25		小倉工業高等学校	約2.3km
26		明治学園高等学校	約2.5km
27		真颶館高等学校	約1.0km
28	大学	九州工業大学	約2.2km
29		西南女学院大学	約2.4km
30		西南女学院大学短期大学部	約2.4km
31		西日本工業大学	約2.3km

注：1. 図中番号は、第3.2-7図(1)中の番号に対応する。

2. 距離は、対象事業実施区域から学校等の施設までの直線距離を示す。

「国土数値情報（学校データ）」（国土交通省HP、令和6年11月閲覧）

「国土数値情報（公共施設データ）」（国土交通省HP、令和6年11月閲覧）より作成

第3.2-18表 病院等の施設

図中番号	区分	名称	距離
1	医療施設	安藤整形外科医院	約 1.7km
2		医療法人 一本杉外科医院 乳腺外科	約 1.5km
3		医療法人真帆会 あかさやレディスクリニック	約 2.7km
4		岡田眼科医院	約 2.5km
5		眼科鍋島医院	約 2.7km
6		小林外科医院	約 1.2km
7		社会医療法人共愛会戸畠リハビリテーション病院	約 2.4km
8		社会医療法人共愛会戸畠共立病院	約 2.1km
9		小倉記念病院	約 2.4km
10		小倉中井病院	約 2.2km
11		日明病院	約 1.5km
12	社会福祉施設	さわみ園	約 2.1km
13		愛香苑	約 1.6km
14		ソレイユ中井	約 1.3km
15		ソレイユ北小倉	約 0.7km
16		ソレイユ浅野	約 2.3km

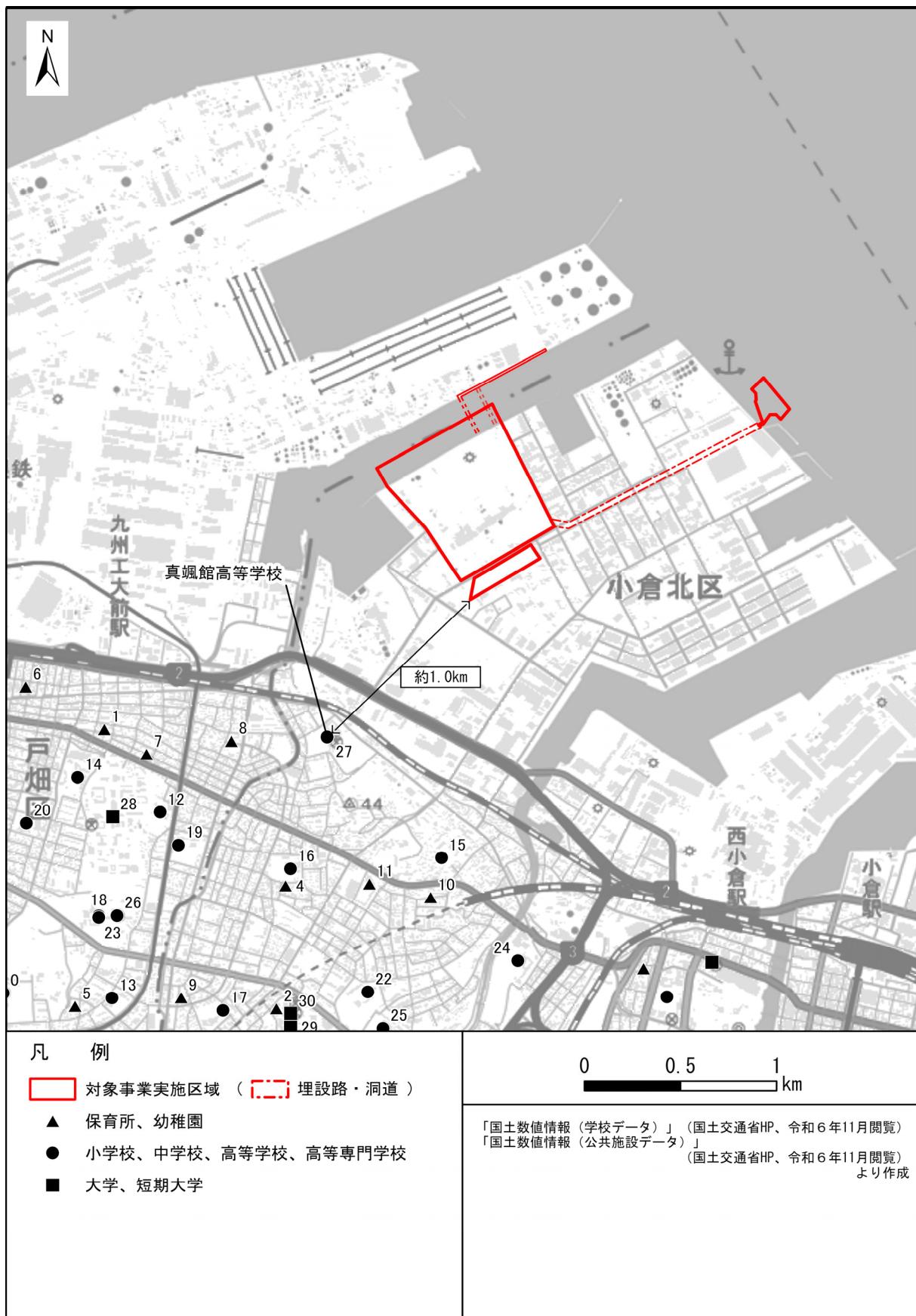
注：1. 図中番号は、第3.2-7図(2)中の番号に対応する。

2. 距離は、対象事業実施区域から病院等の施設までの直線距離を示す。

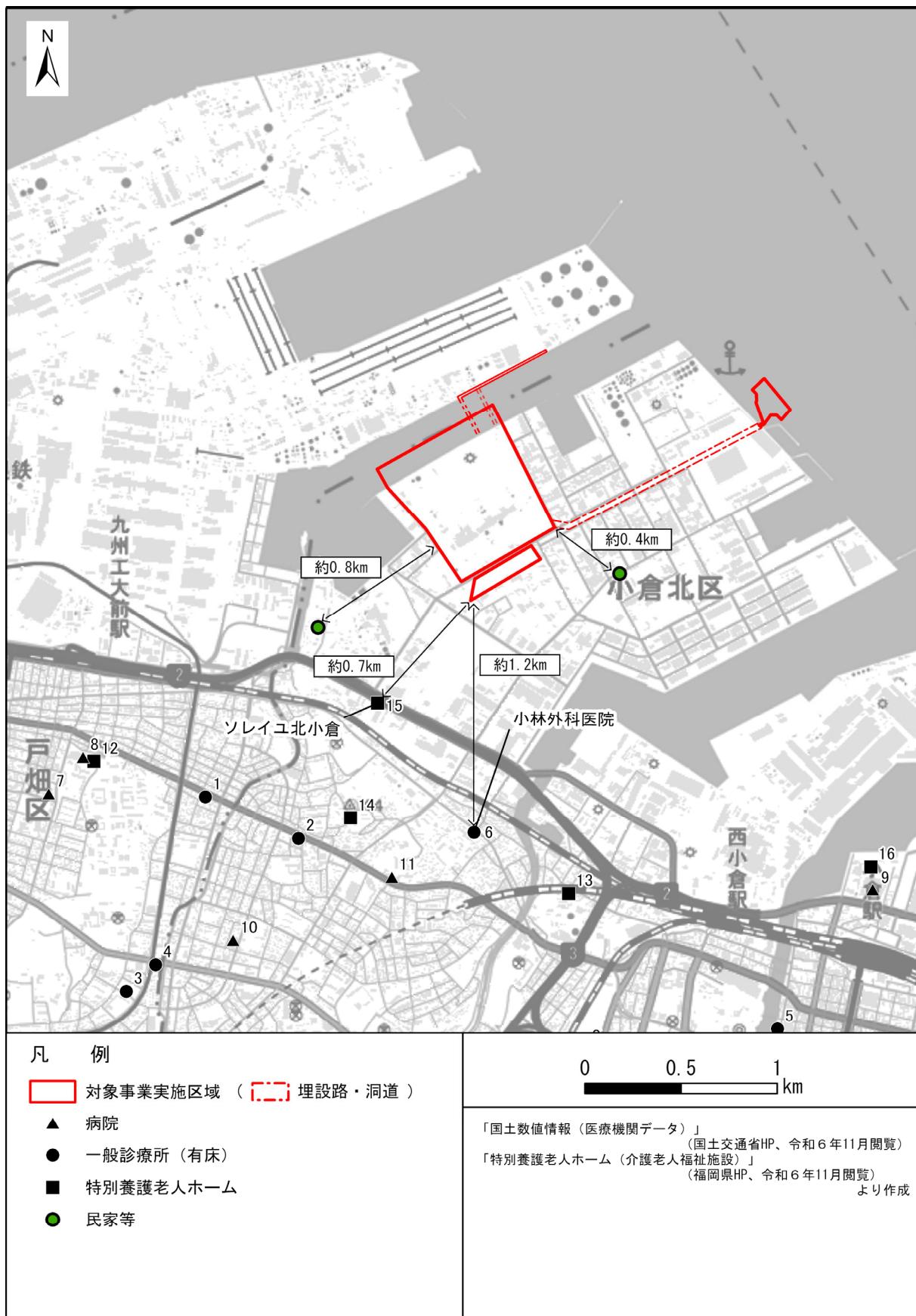
「国土数値情報（医療機関データ）」（国土交通省HP、令和6年11月閲覧）

「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」（福岡県HP、令和6年11月閲覧）

より作成



第 3.2-7 図(1) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の位置（学校等）



第 3.2-7 図(2) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の位置  
 (病院、民家等)

### 3.2.6 下水道の整備状況

福岡県及び北九州市における令和4年度の下水道の整備状況は、第3.2-19表のとおりである。

北九州市の下水道普及率は99.9%となっている。

第3.2-19表 下水道の整備状況（令和4年度）

区分	行政人口① (千人)	整備面積 (ha)	処理人口② (千人)	普及率②/① (%)
福岡県	5,090.9	72,150	4,277.2	84.0
北九州市	923.9	16,617	922.6	99.9

注：行政人口は、令和5年3月末日現在の住民基本台帳人口による数値である。

「福岡県の下水道」（福岡県HP、令和6年11月閲覧）より作成

### 3.2.7 廃棄物の状況

#### (1) 一般廃棄物

福岡県及び北九州市における令和4年度の一般廃棄物の処理状況は、第3.2-20表のとおりである。

北九州市の一般廃棄物の総排出量は409,149tで、最終処分量は45,585t、リサイクル率は24.2%となっている。

第3.2-20表 一般廃棄物の処理状況（令和4年度）

区分	総排出量 (t)	処理量					最終 処分量 (t)	リサイクル 率 (%)
		直接 焼却量 (t)	直接 最終 処分量 (t)	焼却以外 の中間 処理量 (t)	直接 資源化 量 (t)	合計 (t)		
福岡県	1,728,247	1,270,169	16,867	265,753	117,832	1,670,621	161,278	21.8
北九州市	409,149	306,249	4,562	22,122	60,516	393,494	45,585	24.2

「一般廃棄物処理実態調査結果 令和4年度調査結果」（環境省HP、令和6年11月閲覧）より作成

## (2) 産業廃棄物

福岡県及び北九州市における令和3年度の産業廃棄物の処理状況は、第3.2-21表のとおりである。

北九州市の産業廃棄物の発生量は、636万4千tで、そのうち減量化量は181万6千t、資源化量は422万9千t、最終処分量は31万4千tとなっている。

第3.2-21表 産業廃棄物の処理状況（令和3年度）

区分	発生量 (千t)	減量化量 (千t)	(千t)	資源化量		最終処分量 (千t)	その他 (千t)
				有償物量 (千t)	再生利用量 (千t)		
福岡県	17,080	7,501	9,026	2,088	6,937	553	0
北九州市	6,364	1,816	4,229	2,892	1,337	314	5

注：表中の値は、四捨五入の関係で個々の積み上げ結果と必ずしも一致しない。

「令和5年版 環境白書」（福岡県、令和5年）

「令和5年度事業 北九州市における産業廃棄物の発生量及び処理状況令和3（2021）年度  
(推計結果)（産業廃棄物対策課、令和6年）」  
より作成

また、対象事業実施区域を中心とした半径約50kmの範囲における中間処理施設及び最終処分場は第3.2-22表、産業廃棄物処理施設の立地状況は第3.2-8図のとおりである。

第3.2-22表 中間処理施設及び最終処分場

県	市町村	中間処理施設	最終処分場	県	市町村	中間処理施設	最終処分場
福岡県	北九州市	167	4	福岡県	芦屋町	0	0
	福岡市	123	4		水巻町	7	0
	直方市	14	0		岡垣町	3	0
	飯塚市	51	1		遠賀町	11	0
	田川市	10	2		小竹町	13	0
	行橋市	13	0		鞍手町	1	0
	豊前市	4	0		桂川町	2	0
	中間市	9	0		香春町	1	0
	筑紫野市	34	0		添田町	1	0
	大野城市	20	0		糸田町	3	0
	宗像市	8	0		川崎町	5	0
	太宰府市	30	0		大任町	10	0
	古賀市	18	0		赤村	0	0
	福津市	11	1		福智町	12	0
	宮若市	18	1		苅田町	60	0
	嘉麻市	36	6		みやこ町	14	0
	宇美町	23	0		築上町	5	0
	篠栗町	6	0	山口県	下関市	54	12
	志免町	1	0		美祢市	0	0
	須恵町	17	0		山陽小野田市	5	3
	新宮町	22	0		宇部市	36	9
	久山町	1	0	合計		893	43
	粕屋町	14	0				

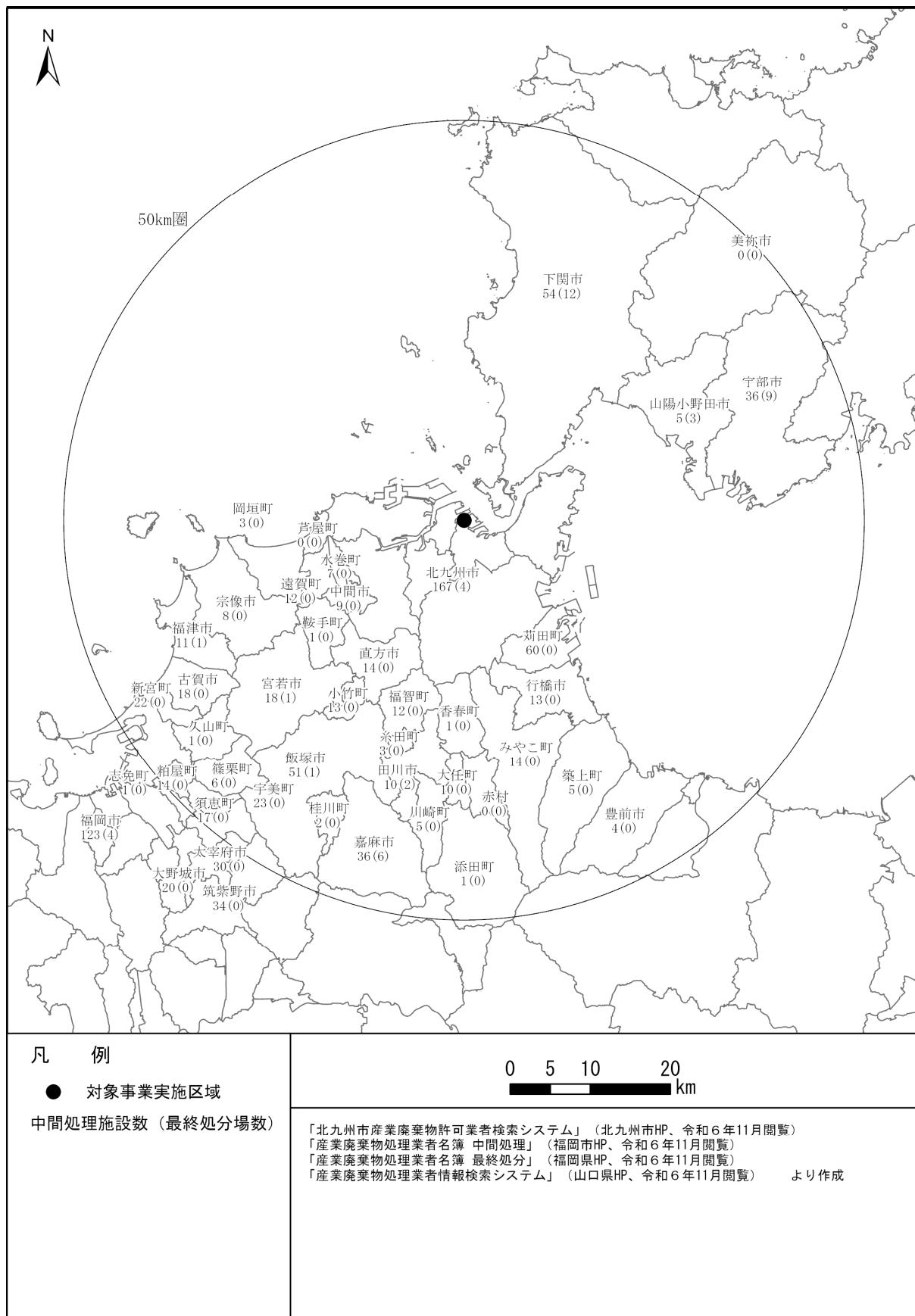
「北九州市産業廃棄物許可業者検索システム」（北九州市HP、令和6年11月閲覧）

「産業廃棄物処理業者名簿 中間処理」（福岡市HP、令和6年11月閲覧）

「産業廃棄物処理業者名簿 最終処分」（福岡県HP、令和6年11月閲覧）

「産業廃棄物処理業者情報検索システム」（山口県HP、令和6年11月閲覧）

より作成



第 3.2-8 図 産業廃棄物処理施設の立地状況

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

① 環境基準等

イ. 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づいて、第3.2-23表のとおり定められている。

対象事業実施区域のうち新小倉発電所敷地は、工業専用地域に位置するため、環境基準は適用されない。

第3.2-23表(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		長期的評価	1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	短期基準として、1日平均値の年間98%値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
		長期基準として、1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

- 備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。  
 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。  
 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。  
 4. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号、平成8年10月25日最終改正)

「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環大企143号、昭和48年6月12日通知)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号、平成8年10月25日最終改正)

「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(昭和53年環大企262号、昭和53年7月17日通知)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号、平成21年9月9日告示)

より作成

第3.2-23表(2) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
ベ ン ゼ ン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ ( $3\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ ( $130\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ ( $200\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) 以下であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ ( $150\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) 以下であること。

備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。  
 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、平成30年11月19日最終改正）  
 より作成

## 四. 騒 音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づいて、第3.2-24表のとおり定められている。類型指定は第3.2-9図のとおりである。対象事業実施区域のうち新小倉発電所敷地は工業専用地域に位置するため、環境基準の類型指定はない。なお、新小倉発電所敷地境界の公共道路から北九州市中央卸市場敷地端に至る既設放水路（埋設路）の改修工事範囲はC類型の指定となる工業地域及び準工業地域に位置している。

第3.2-24表 騒音に係る環境基準

### 道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注：1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。  
 2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。  
 3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

### 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

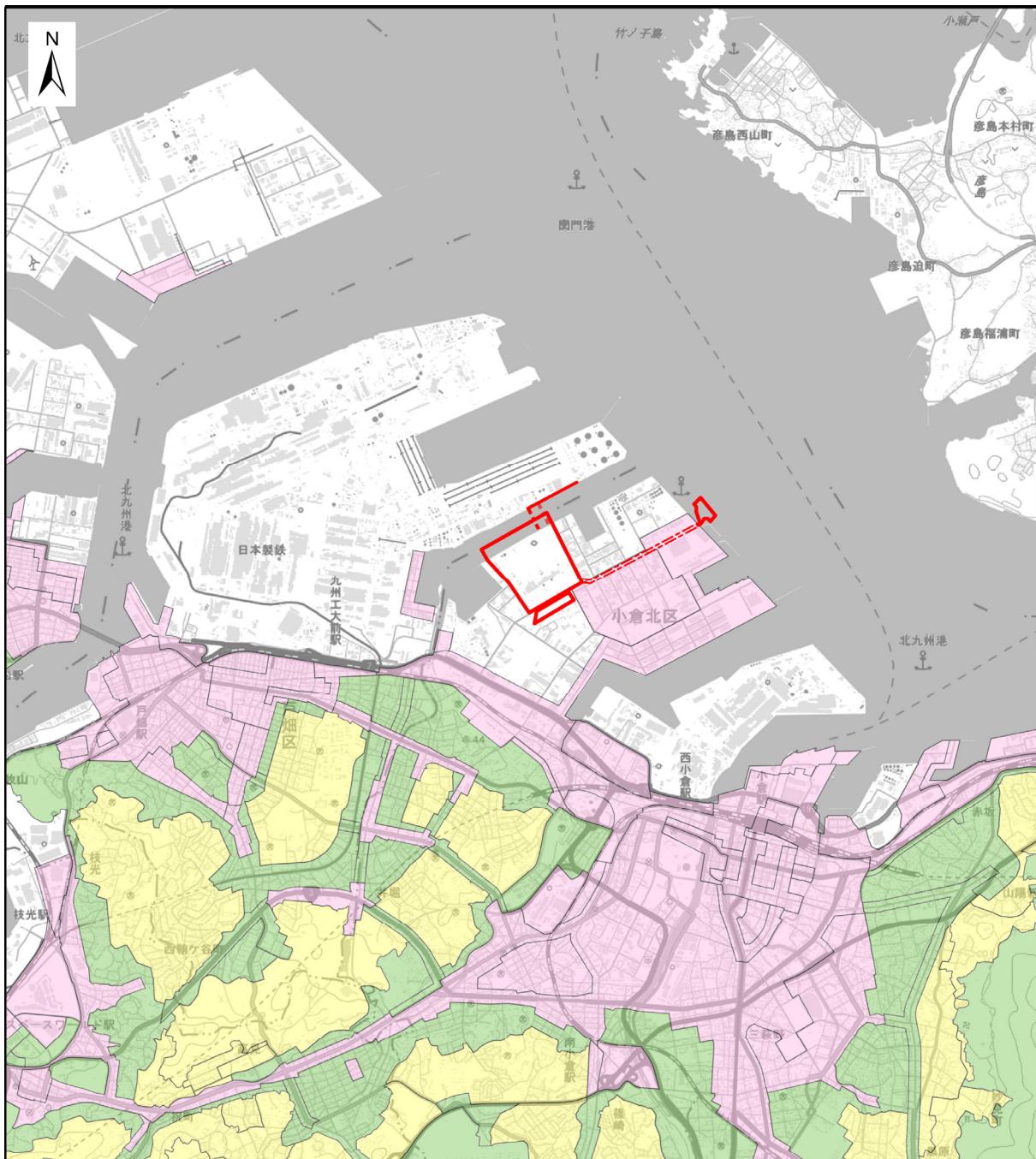
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等をいい、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路は道路端から15mまでの範囲、また2車線を超える車線を有する道路は道路端から20mまでの範囲をいう。

「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、令和2年3月30日最終改正）

より作成



### 凡 例

□ 対象事業実施区域 ( ▨ 埋設路・洞道 )

#### 環境基準類型指定

A類型

B類型

C類型

0 1 2 km

「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」  
(平成24年北九州市告示第76号)  
「北九州市都市計画総括図」(北九州市HP、令和6年11月閲覧)より作成

環境基準の類型指定	用途地域
A類型	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B類型	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
C類型	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注: 工業専用地域、臨港地区には適用されない。

第 3.2-9 図 騒音に係る環境基準の類型指定の状況

#### ハ. 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づいて第3.2-25表及び第3.2-26表のとおり定められている。対象事業実施区域の周囲における水域の類型指定の状況は第3.2-10図のとおりである。

なお、「人の健康の保護に関する環境基準」は、公共用水域及び地下水に、「生活環境の保全に関する環境基準」は、公共用水域についてそれぞれ適用される。

対象事業実施区域の前面海域は、生活環境項目に係る環境基準の類型が指定されており、化学的酸素要求量等についてはA類型、B類型及びC類型、全窒素・全燐についてはII類型及びIV類型、全亜鉛等については海域生物特A類型及び海域生物A類型に指定されている。

第3.2-25表(1) 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する項目）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふつ素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
2. 「検出されないこと。」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
3. 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。  
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

第3.2-25表(2) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する項目）

河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道2級、水産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の  $0.9 \times n$  番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値 ( $0.9 \times n$  が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。

3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

4. 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100CFU /100mL 以下とする。

5. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。

6. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

7. 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位 (Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
6. 「—」は、基準値が設定されていないことを示す。

第3.2-25表(3) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する項目）  
河川（湖沼を除く。）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルペ ンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

第3.2-25表(4) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する項目)

## 海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	20 CFU/100mL 以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の  $0.9 \times n$  番目( $n$ は日間平均値のデータ数)のデータ値 ( $0.9 \times n$  が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。  
2. いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。  
3. 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
3. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度  
4. 「—」は、基準値が設定されていないことを示す。

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下
II	水産1種及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下

備考：1. 基準値は、年間平均値とする。  
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

第3.2-25表(5) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する項目)

## 海域

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルペ ンゼンスルホン 酸及びその塩
海域生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
海域生物 特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考： 1. 基準値は、日間平均値とする。  
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、令和7年2月14日最終改正)より作成

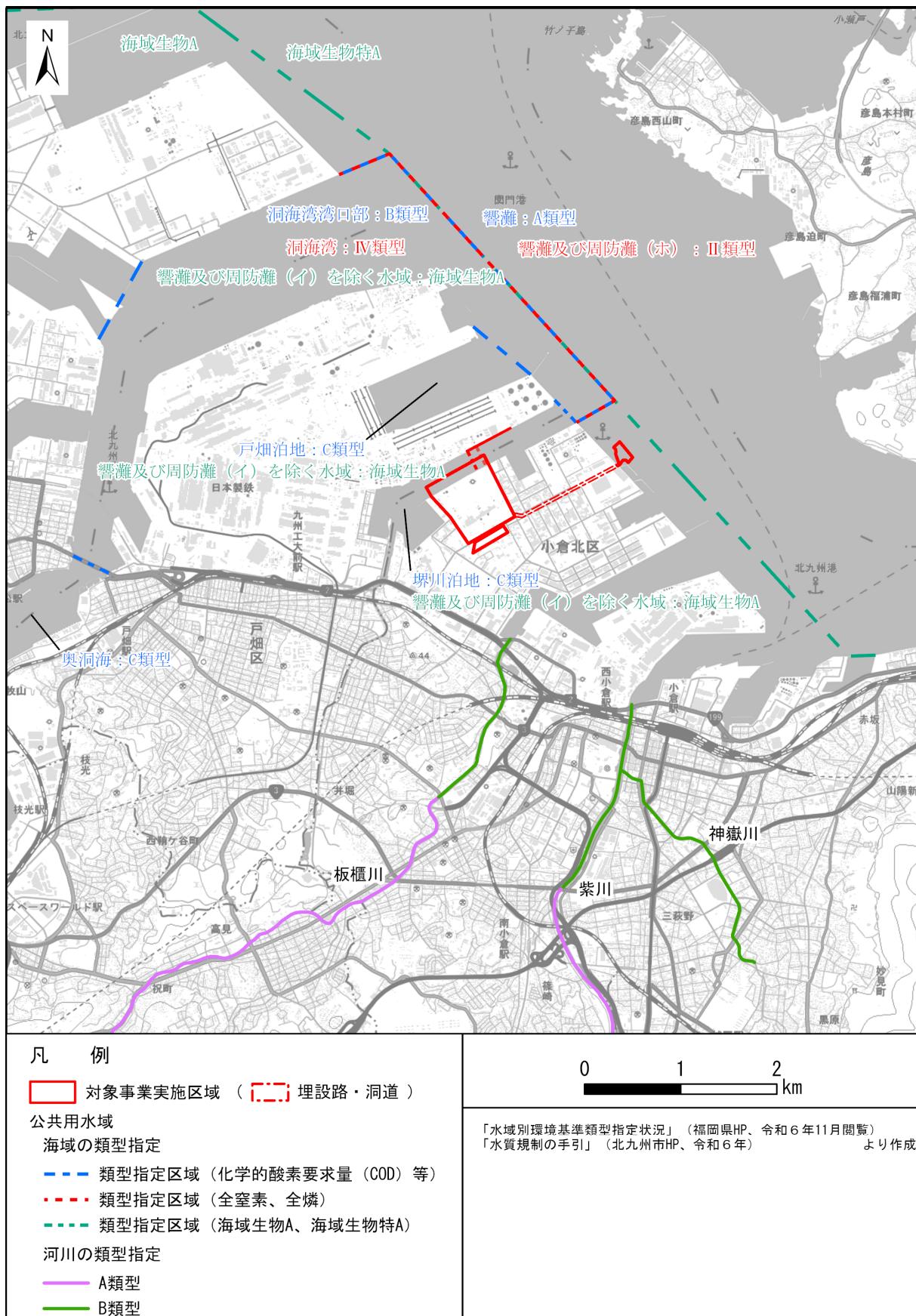
第3. 2-26表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふつ素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと。」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号、令和 3 年 10 月 7 日最終改正）より作成



第 3.2-10 図 水域に係る環境基準の類型指定の状況

## ニ. 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づいて、第3.2-27表のとおり定められている。

第3.2-27表 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふつ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

- 備考：1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと。」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
5. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注：これらの環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号、令和3年8月23日最終改正）より作成

### ホ. ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づいて、第 3.2-28 表のとおり定められている。

第3.2-28表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土 壤	1,000 pg-TEQ/g 以下

備考：1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。  
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。  
3. 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。  
4. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。  
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。  
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。  
4. 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、令和 4 年 11 月 25 日最終改正）より作成

## ② 規制基準等

### イ. 大気汚染

大気汚染については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）により、工場及び事業場から排出される大気汚染物質について、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設等を対象に、排出基準、総量規制基準、施設の構造等に関する基準等が定められている。また、「北九州市公害防止条例」（昭和 46 年北九州市条例第 54 号）では、「大気汚染防止法」の規制が適用されない施設等に適用範囲を拡大して排出基準等が定められている。

#### （イ）窒素酸化物

「大気汚染防止法」では、窒素酸化物の排出に係る施設の種類毎に排出基準を定めており、排出ガス中の残存酸素濃度による補正も行っている。本事業の実施に伴い適用される規制基準は、第 3.2-29 表のとおりである。

第3.2-29表 窒素酸化物の排出基準

施設の種類	規 模	排出基準	残存酸素濃度
ガスタービン (ガス専焼)	45,000m <sup>3</sup> /h 以上	70ppm	16%

「大気汚染防止法施行令」（昭和 43 年政令第 329 号、令和 3 年 9 月 29 日最終改正）

「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、令和 6 年 4 月 1 日最終改正）より作成

## 四. 騒 音

北九州市では、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準と、自動車騒音に係る要請限度が定められている。

特定施設を有する特定工場等において発生する騒音に対しては、第 3.2-30 表のとおり区域に応じて時間帯ごとの規制基準が定められている。

特定建設作業に伴って発生する騒音に対しては、第 3.2-31 表のとおり基準値及び区域に応じた作業時間制限等が定められている。

自動車騒音に対しては、指定地域内の道路周辺の生活環境が著しく損なわれないよう、交通規制等の措置を要請する限度が、第 3.2-32 表のとおり区域に応じて時間帯ごとに定められている。規制区域は第 3.2-11 図のとおりである。対象事業実施区域のうち新小倉発電所敷地は、特定工場等騒音が第 4 種区域、特定建設作業騒音が第 2 号区域に指定されており、自動車騒音の要請限度の指定はない。また、新小倉発電所敷地境界の公共道路から北九州市中央卸市場敷地端に至る既設放水路（埋設路）の改修工事範囲は、特定工場等騒音が第 3 種区域及び第 4 種区域、特定建設作業騒音が第 1 号区域及び第 2 号区域、自動車騒音の要請限度が c 区域に指定されている。

第3.2-30表 騒音規制法に基づく特定工場等の規制基準

規制基準			
区域の区分	昼 間	朝・夕	夜 間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 及び 午後 7 時から午後 11 時まで	午後 11 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下
第 2 種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	50 デシベル以下
第 3 種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
第 4 種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下

区域の区分	
区域の区分	用途地域
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
第 2 種区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 4 種区域	工業地域、工業専用地域、臨港地区

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第 1 号、令和 2 年 3 月 30 日最終改正）

「騒音規制法 第 4 条第 1 項による同法第 3 条第 1 項により指定された地域における規制基準」（平成 18 年北九州市告示第 303 号）より作成

第3.2-31表 騒音規制法に基づく特定建設作業の規制基準

規制基準								
区分	特定建設作業の場所の敷地境界線における騒音の大きさ	作業ができない時間		1日の作業時間		作業期間		日曜休日ににおける作業
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
特定建設作業	85 デシベル	午後7時 ～ 午前7時	午後10時 ～ 午前6時	10時間	14時間	連続6日	禁止	
備 考		災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。		その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。		災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。		災害、危険防止、鉄道等の運行、変電所の工事並びに道路法及び道路交通法に基づき休日に行うこととなっている場合を除く。

区域の区分	用途地域
第1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第2号区域	工業地域、工業専用地域、臨港地区

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号、令和2年3月30日最終改正）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号に規定する区域の指定」（平成18年北九州市告示第304号）

より作成

第3.2-32表 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

要請限度		時間の区分	
区域の区分		昼 間	夜 間
		午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時 まで
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する地域	75 デシベル	70 デシベル

注：上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、下表のとおり。

幹線交通を担う道路に近接する区域

昼 間 (午前 6 時から午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時まで)
75 デシベル	70 デシベル

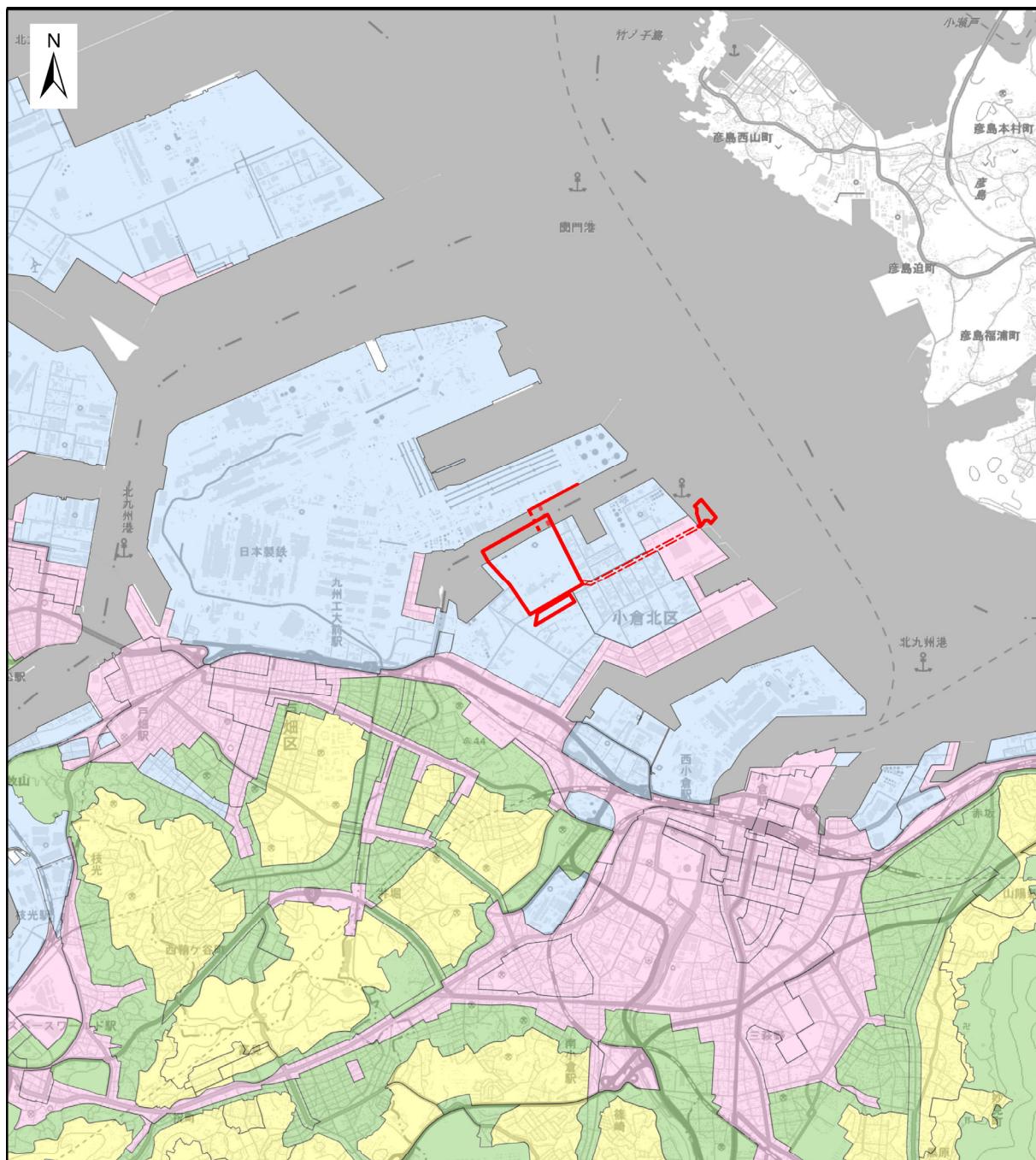
区域の区分

区域の区分	用途地域
a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号、令和 2 年 3 月 30 日最終改正）

「騒音規制法第 17 条第 1 項による指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考に規定する区域」（平成 18 年北九州市告示第 305 号）

より作成



#### 凡 例

□ 対象事業実施区域 ( ▨ 埋設路・洞道 )

騒音規制法に基づく規制区域

第1種区域

第2種区域

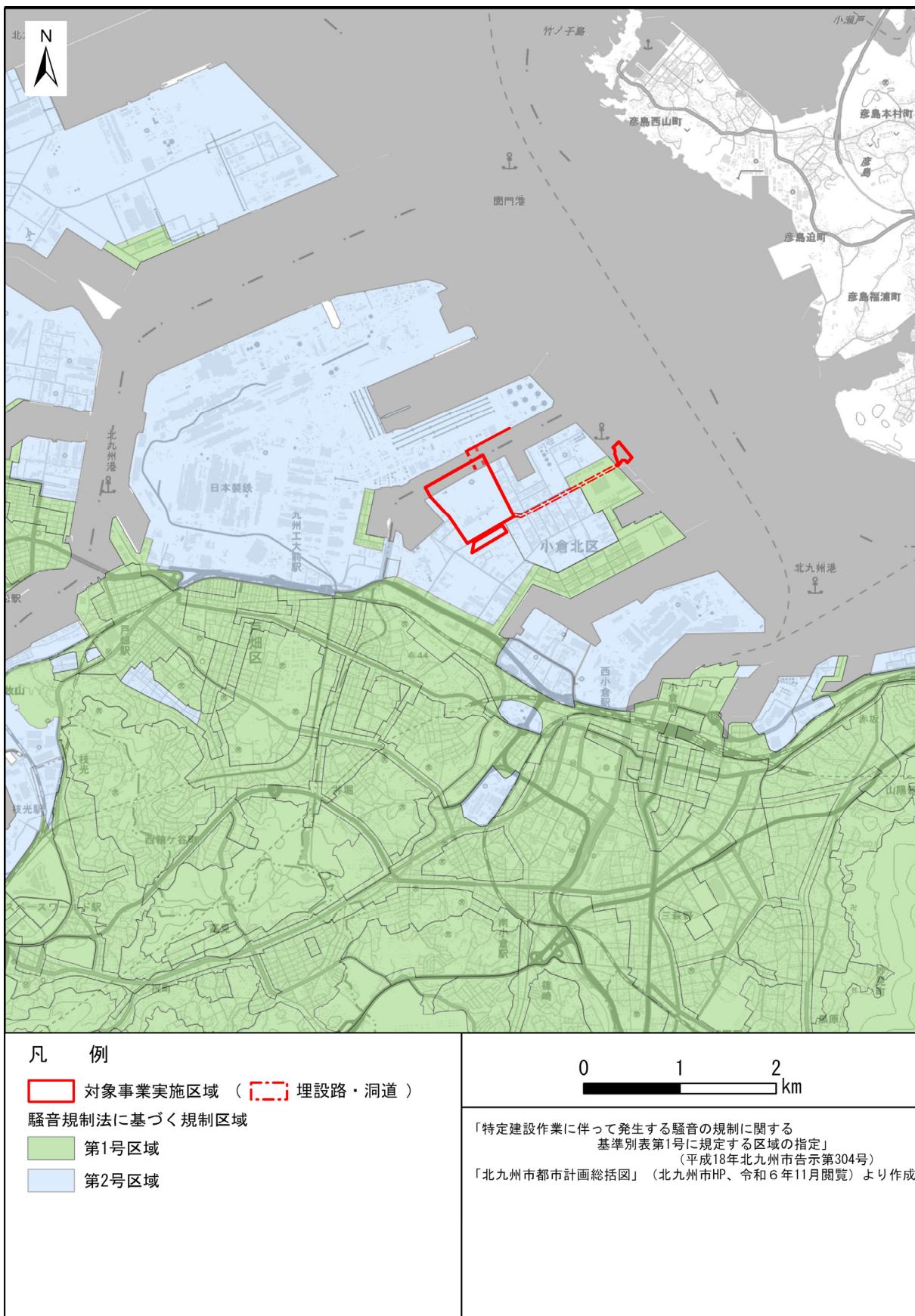
第3種区域

第4種区域

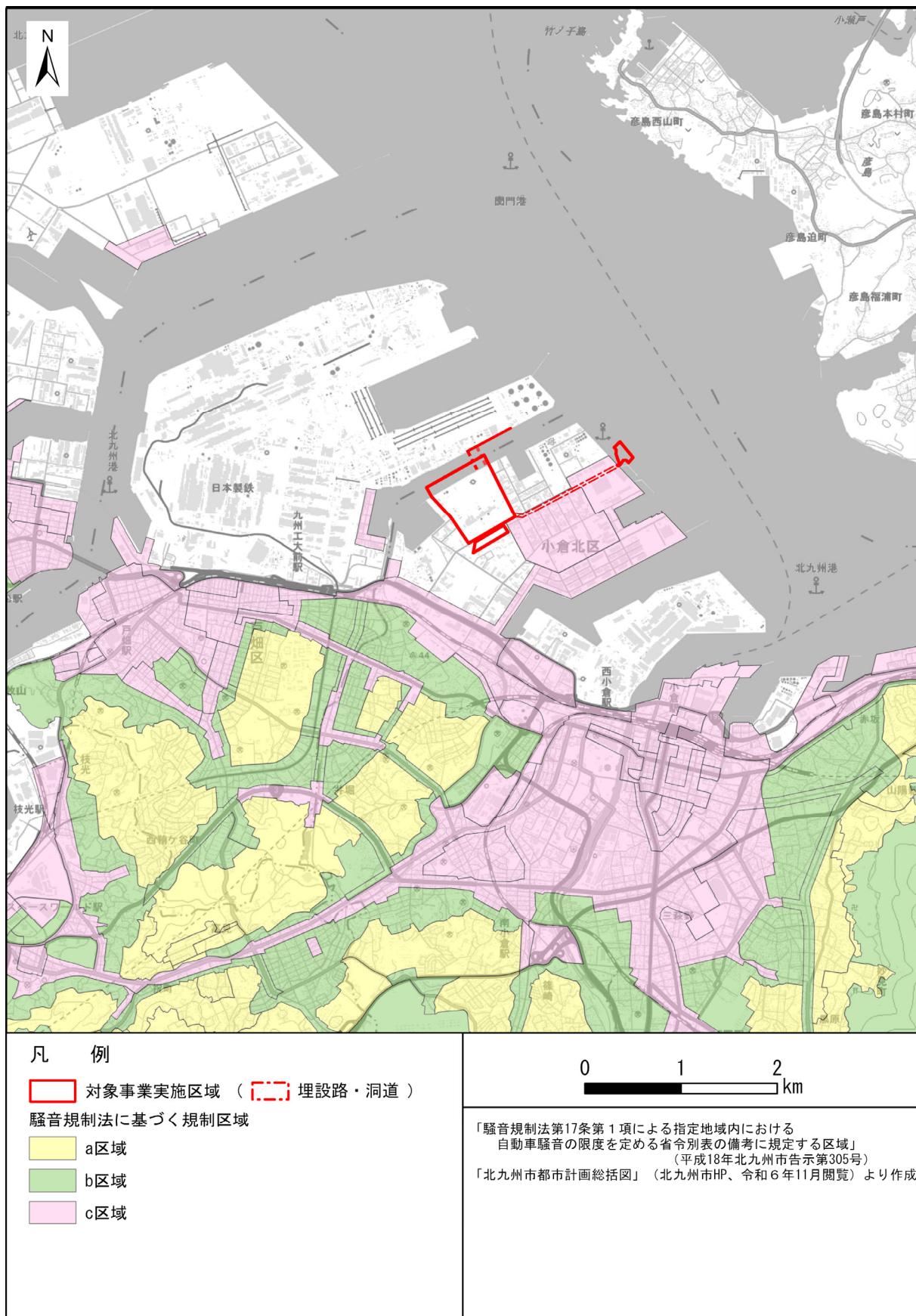
0 1 2 km

「騒音規制法 第4条第1項による  
同法第3条第1項により指定された地域における規制基準」  
(平成18年北九州市告示第303号)  
「北九州市都市計画総括図」(北九州市HP、令和6年11月閲覧)より作成

第 3.2-11 図(1) 騒音規制法に基づく規制区域 (特定工場等)



第 3.2-11 図(2) 騒音規制法に基づく規制区域 (特定建設作業)



第 3.2-11 図(3) 騒音規制法に基づく規制区域 (自動車騒音)

## ハ. 振動

北九州市では、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づき、特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準と、道路交通振動に係る要請限度が定められている。

特定施設を有する特定工場等において発生する振動に対しては、第 3.2-33 表のとおり区域に応じて時間帯ごとの規制基準が定められている。

特定建設作業に伴って発生する振動に対しては、第 3.2-34 表のとおり基準値及び区域に応じた作業時間制限等が定められている。

道路交通振動に対しては、指定地域内の道路周辺の生活環境が著しく損なわれないよう、交通規制等の措置を要請する限度が、第 3.2-35 表のとおり区域に応じて時間帯ごとに定められている。

規制区域は第 3.2-12 図のとおりである。対象事業実施区域のうち新小倉発電所敷地は、特定工場等振動及び特定建設作業振動並びに道路交通振動の要請限度の区域指定はない。また、新小倉発電所敷地境界の公共道路から北九州市中央卸市場敷地端に至る既設放水路（埋設路）の改修工事範囲は、特定工場等振動が第 2 種区域、特定建設作業振動が第 1 号区域及び第 2 号区域、道路交通振動の要請限度が第 2 種区域に指定されている。

第3.2-33表 振動規制法に基づく特定工場等の規制基準

規制基準		
時間の区分	昼 間	夜 間
区域の区分	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
区域の区分		
区域の区分	用途地域	
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域	
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、北九州市八幡西区大字浅川の工業専用地域	

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示第 90 号、平成 27 年 4 月 20 日最終改正）

「振動規制法 第 4 条第 1 項による同法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域における規制基準」（平成 18 年北九州市告示第 307 号）

より作成

第3.2-34表 振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準

規制基準										
区分	特定建設作業の場所の敷地境界線における振動の大きさ	作業ができない時間		1日の作業時間		作業期間		日曜休日に おける作業		
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域			
特定建設作業	75デシベルを超える大きさのものでないこと	午後7時 ～ 午前7時	午後10時 ～ 午前6時	10時間	14時間	連続6日		禁止		
備 考		災害等で緊急を要する場合、危険防止のため行う場合、鉄道の運行のため夜間に行う必要がある場合及び道路法、道路交通法に基づき夜間に行うべき場合を除く。						災害等で緊急を要する場合、危険防止のため行う場合、鉄道の運行のため及び変電所の工事で休日に行う必要がある場合並びに道路法、道路交通法に基づき休日に行うべき場合を除く。		
区域の区分										
区域の区分		用途地域								
第1号区域		第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域								
第2号区域		工業地域								

「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号、令和3年3月25日最終改正）

「振動規制法施行規則別表第1の付表第1号に規定する区域の指定」（平成18年北九州市告示第308号）

より作成

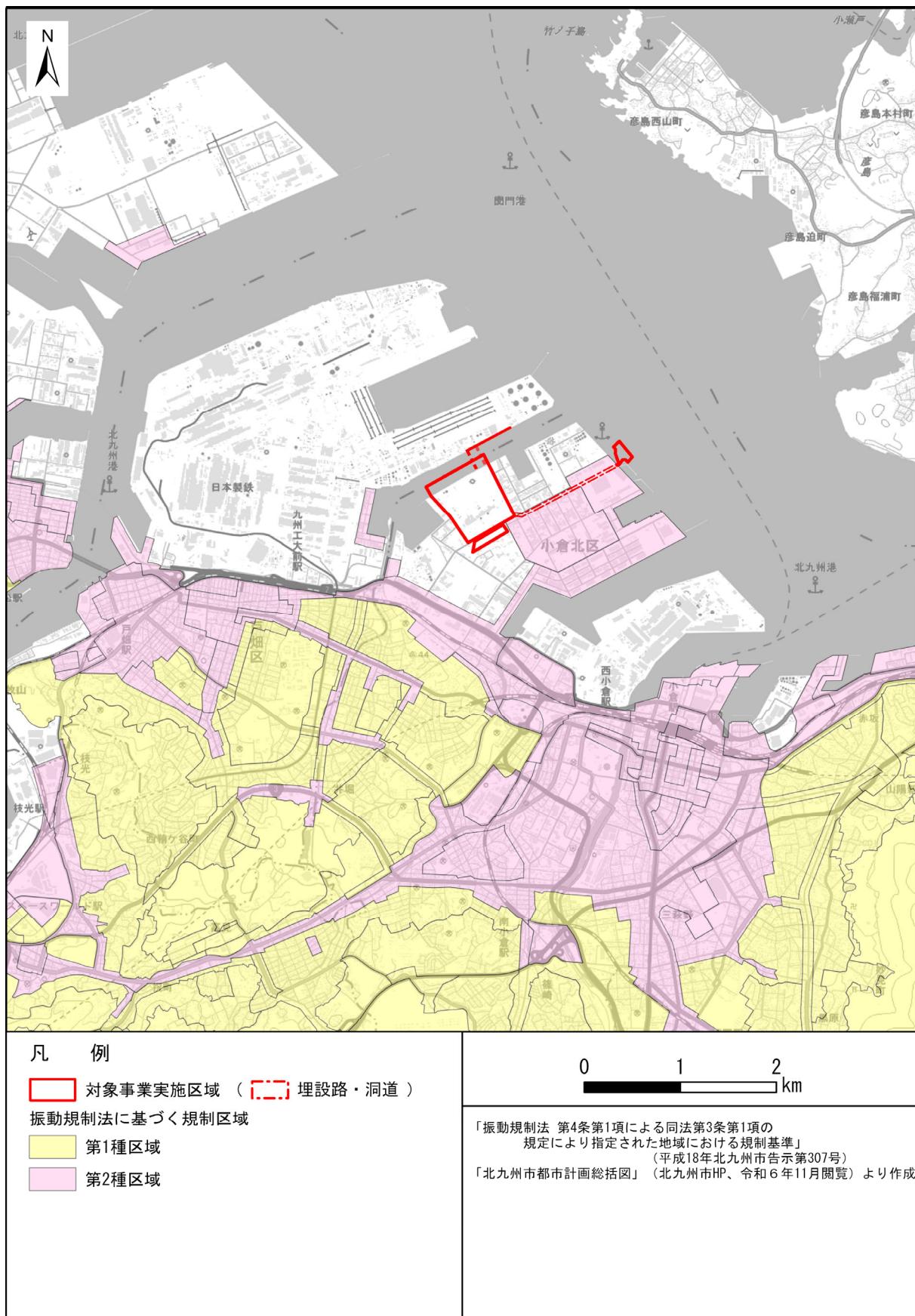
第3.2-35表 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

要請限度		
区域の区分	時間の区分	
	昼 間 午前8時から午後7時まで	夜 間 午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

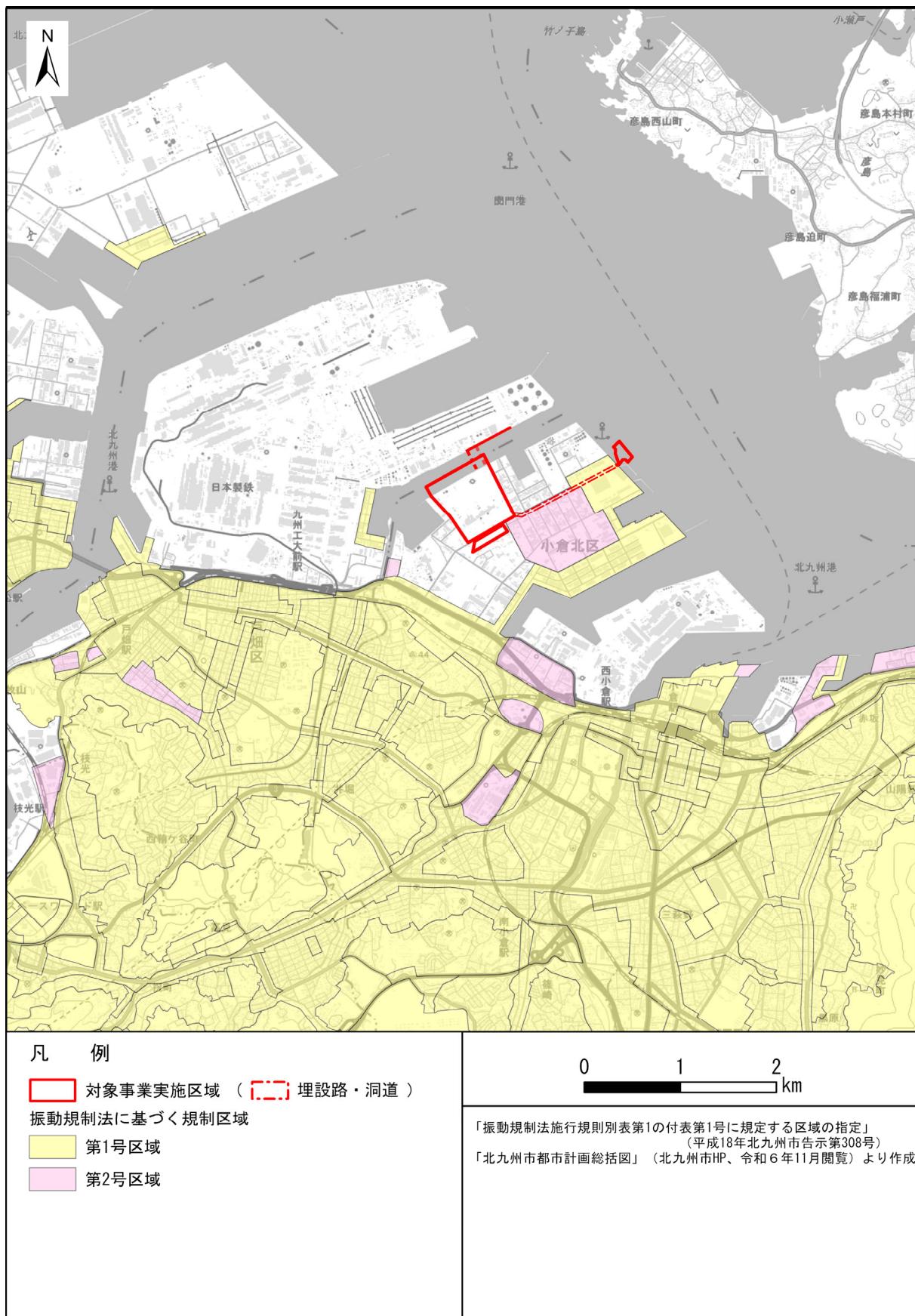
  

区域の区分	
区域の区分	用途地域
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、北九州市八幡西区大字 浅川の工業専用地域

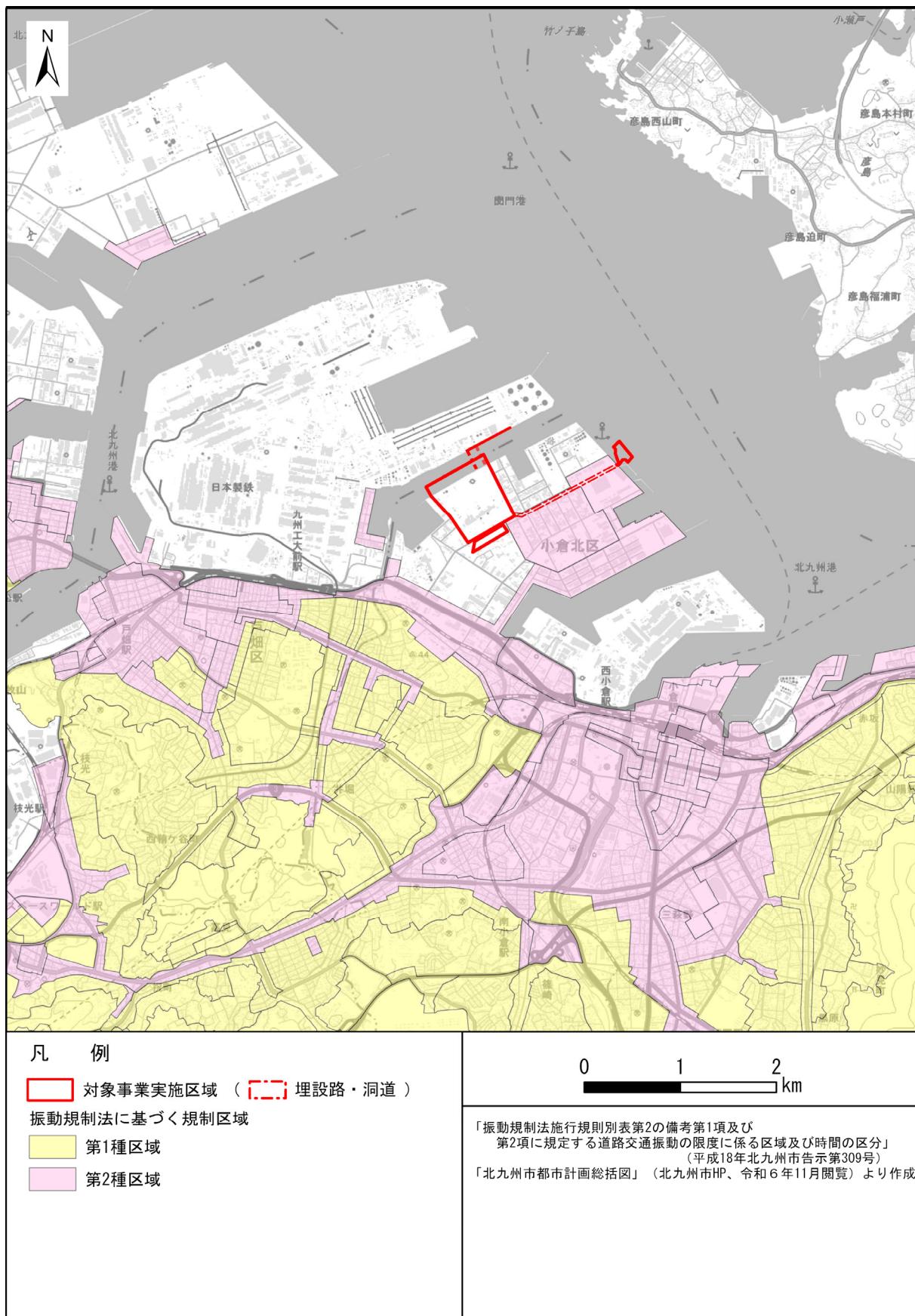
「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号、令和3年3月25日最終改正）  
「振動規制法施行規則別表第2の備考第1項及び第2項に規定する道路交通振動の限度  
に係る区域及び時間の区分」（平成18年北九州市告示第309号）より作成



第 3.2-12 図(1) 振動規制法に基づく規制区域 (特定工場等)



### 第 3.2-12 図(2) 振動規制法に基づく規制区域（特定建設作業）



### 第 3.2-12 図(3) 振動規制法に基づく規制区域 (道路交通振動)

## 二. 悪臭

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、北九州市は全域を規制地域に指定しており、敷地境界（第 1 号規制）においては 22 物質、気体排出口（第 2 号規制）においては 13 物質、排出水中（第 3 号規制）においては 4 物質について規制している。

規制対象の特定悪臭物質は、第 3.2-36 表のとおりである。

第3.2-36表 特定悪臭物質の規制基準

特定悪臭物質	規制基準			
	敷地境界 (第 1 号規制) (ppm)	排出水中 (第 3 号規制)		気体排出口 (第 2 号規制) 規制の有無
		排出水量 (m <sup>3</sup> /秒)	規制基準 (mg/L)	
メチルメルカプタン	0.002	0.001 以下	0.03	—
		0.001 を超え 0.1 以下	0.007	
		0.1 を超過	0.002	
硫化水素*	0.02	0.001 以下	0.1	有
		0.001 を超え 0.1 以下	0.02	
		0.1 を超過	0.005	
硫化メチル	0.01	0.001 以下	0.3	—
		0.001 を超え 0.1 以下	0.07	
		0.1 を超過	0.01	
二硫化メチル	0.009	0.001 以下	0.6	—
		0.001 を超え 0.1 以下	0.1	
		0.1 を超過	0.03	
トリメチルアミン*	0.005	—	—	有
アンモニア*	1.0	—	—	有
ノルマル酪酸	0.001	—	—	—
イソ吉草酸	0.001	—	—	—
ノルマル吉草酸	0.0009	—	—	—
プロピオン酸	0.03	—	—	—
アセトアルデヒド	0.05	—	—	—
プロピオンアルデヒド*	0.05	—	—	有
ノルマルブチルアルデヒド*	0.009	—	—	有
イソブチルアルデヒド*	0.02	—	—	有
ノルマルバニルアルデヒド*	0.009	—	—	有
イソバニルアルデヒド*	0.003	—	—	有
イソブタノール*	0.9	—	—	有
酢酸エチル*	3.0	—	—	有
メチルイソブチルケトン*	1.0	—	—	有
トルエン*	10.0	—	—	有
キシレン*	1.0	—	—	有
スチレン	0.4	—	—	—

注：1. 「\*」は、気体排出口における規制対象物質（第 2 号規制）であり、第 1 号規制基準を基に事業場ごとの気体排出口の高さにより算出する。

2. 「—」は、基準値が設定されていないことを示す。

「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号、令和 6 年 4 月 1 日最終改正）  
「令和 6 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 6 年） より作成

## ホ. 水 質

水質汚濁に係る規制は、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に定める特定施設及び指定地域特定施設並びに「北九州市公害防止条例」（昭和 46 年北九州市条例第 54 号）に定める指定施設を有する工場・事業場（以下「特定事業場」という。）からの排出水に対して、排水規制及び総量規制が行われている。また、福岡県は、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和 48 年 3 月 31 日福岡県条例第 8 号）」を定め、県の全域を 5 つの水域に区分（瀬戸内海水域、大牟田水域、博多湾水域、遠賀川・筑後川・矢部川水域、筑前海水域）し、1 日の排出水の量が 50 立方メートル以上の水質汚濁防止法特定事業場を対象に上乗せ排水基準を設定している。

特定事業場からの排出水に係る規制基準（全国一律に適用される排水基準、福岡県上乗せ排水基準）は、第 3.2-37 表のとおりである。

なお、本事業は、「水質汚濁防止法」に定める特定施設及び指定地域特定施設並びに「北九州市公害防止条例」に定める指定施設の設置はない。

第3.2-37 表(1)-1 水質汚濁に係る排水基準（生活環境項目）

項目	単位	許容限度 (全国一律に適用される排水基準)
水素イオン濃度 (pH)	—	海域以外 5.8 以上 8.6 以下 海域 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	160 (日間平均 120)
浮遊物質量 (SS)	mg/L	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/L	30
フェノール類含有量	mg/L	5
銅含有量	mg/L	3
亜鉛含有量	mg/L	2
溶解性鉄含有量	mg/L	10
溶解性マンガン含有量	mg/L	10
クロム含有量	mg/L	2
大腸菌数	CFU/mL	日間平均 800
窒素含有量	mg/L	120 (日間平均 60)
燐含有量	mg/L	16 (日間平均 8)

備考：1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたもの。  
 2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。  
 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共に存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。  
 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。  
 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。  
 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 9,000mg/L を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。  
 7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

「排水基準を定める省令」（昭和四十六年総理府令第三十五号、令和7年7月1日施行）より作成

第3.2-37 表(1)-2 水質汚濁に係る上乗せ排水基準（生活環境項目）  
(福岡県上乗せ排水基準：「別表2 濱戸内海水域に係る上乗せ排水基準」)

業種（施設）	項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)						適用の日	
	BOD 又は COD	SS	n-Hex 動植物 油脂類	鉱油類	フェノール類	シアノ化合物		
① 下水道整備地域に所在する特定事業場								
全業種	30(20)	100(70)					H2.4.1～	
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場 (S45.11.20において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場。)								
食料品 製造業	通常の排水量が2000m <sup>3</sup> /日以上のもの	40(30)	40(30)	10	2			
	通常の排水量が2000m <sup>3</sup> /日未満のもの	120(100)	80(70)	10	2			
化学 工 業 製 品 製 造 業	有機化学工業製品製造業 合成染料製造業(反応型染料及び分散型染料を製造する工程に係るもの。以下同じ。)	45(40)	40(30)	10	2	1	0.5	
		45(40)	40(30)	10	2	1	0.5	
	その他の化学工業製品製造業 通常の排水量が2000m <sup>3</sup> /日以上のもの	15(10)	60(50)	10	2	1		
		50(40)	80(70)	10	2	1		
コードス製造業		60(50)	60(50)		2	1		
ガラス又はガラス製品製造業		15(10)	150(120)					
窯業原料(うわ葉原料を含む。)の精製業		20(15)	80(60)					
鉄鋼業	通常の排水量が2000m <sup>3</sup> /日以上のもの	20(15)	50(40)	10	2	1	0.5	
	通常の排水量が2000m <sup>3</sup> /日未満のもの	80(60)	80(70)					
非鉄金属製造業		15(10)	25(20)		2			
金属製品製造業		20(15)	60(50)					
し尿処理施設(処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。以下同じ。)		45(30)						
下水道終末処理施設		30(20)	(70)					
その他の業種(施設)		60(50)	80(70)					
③ 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場 (S45.11.21以後に特定施設(これに相当する施設を含む。)を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場。)								
化学工業製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業及び金属製品製造業		15(10)	25(20)	2	2	1	0.5	
し尿処理施設		45(30)						
指定地 域特定 施設	H3.7.31以前に 設置されたもの	80(60)					H4.8.1～	
	単独処理	120(90)						
H3.8.1以後に設置されたもの		45(30)						
追加指定施設		60(50)	80(70)				H2.4.1～	
その他 の業種 (施設)	通常の排水量が2000m <sup>3</sup> /日以上のもの	15(10)	25(20)	2	2	1	0.5	
	通常の排水量が2000m <sup>3</sup> /日未満のもの	30(20)	30(25)	2	2	1		

注：1. ( )内の数値は、日間平均値による許容限度で1日の排出水の平均的な汚水状態について定めたものである。

2. この表に掲げる上乗せ排水基準は、通常の排水量が50m<sup>3</sup>/日以上である特定事業場に係る排出水について適用する。

「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和48年3月31日福岡県条例第8号)」に基づく排水基準「別表2 濱戸内海水域に係る上乗せ排水基準 1 洞海湾・響灘(北九州市若松区妙見崎灯台から日明下水処理場(同市小倉北区西港町96番地の2)に至る陸岸の地先海域)及びこれに流入する公共用水域」(福岡県HP、令和7年9月閲覧)より作成

第3.2-37 表(2) 水質汚濁に係る排水基準 (有害物質: 健康項目)

(単位: mg/L)

項目	許容限度 (全国一律に適用される排水基準)
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03
シアン化合物	シアン 1
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1
鉛及びその化合物	鉛 0.1
六価クロム化合物	六価クロム 0.2
砒素及びその化合物	砒素 0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロパン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	セレン 0.1
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域 ほう素 10 海域 ほう素 230
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域 ふつ素 8 海域 ふつ素 15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100
1,4-ジオキサン	0.5

備考: 1. 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検出した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水について、当分の間、適用しない。

「排水基準を定める省令」（昭和四十六年総理府令第三十五号、令和 7 年 7 月 1 日施行）より作成

## へ. 水底の底質

水底の底質については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第6号）により、水底の土砂に係る判定基準が定められている。

水底の土砂に係る判定基準は第3.2-38表のとおりである。

第3.2-38表 水底の土砂に係る判定基準

項目	判定基準	
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。	
水銀又はその化合物	検液1Lにつき	水銀0.005mg以下
カドミウム又はその化合物	検液1Lにつき	カドミウム0.1mg以下
鉛又はその化合物	検液1Lにつき	鉛0.1mg以下
有機りん化合物	検液1Lにつき	有機りん化合物1mg以下
六価クロム化合物	検液1Lにつき	六価クロム0.5mg以下
ひ素又はその化合物	検液1Lにつき	ひ素0.1mg以下
シアン化合物	検液1Lにつき	シアン1mg以下
ポリ塩化ビフェニル	検液1Lにつき	ポリ塩化ビフェニル0.003mg以下
銅又はその化合物	検液1Lにつき	銅3mg以下
亜鉛又はその化合物	検液1Lにつき	亜鉛2mg以下
ふつ化物	検液1Lにつき	ふつ素15mg以下
トリクロロエチレン	検液1Lにつき	トリクロロエチレン0.3mg以下
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき	テトラクロロエチレン0.1mg以下
ベリリウム又はその化合物	検液1Lにつき	ベリリウム2.5mg以下
クロム又はその化合物	検液1Lにつき	クロム2mg以下
ニッケル又はその化合物	検液1Lにつき	ニッケル1.2mg以下
バナジウム又はその化合物	検液1Lにつき	バナジウム1.5mg以下
有機塩素化合物	試料1kgにつき	塩素40mg以下
ジクロロメタン	検液1Lにつき	ジクロロメタン0.2mg以下
四塩化炭素	検液1Lにつき	四塩化炭素0.02mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき	1,2-ジクロロエタン0.04mg以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき	1,1-ジクロロエチレン1mg以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき	シス-1,2-ジクロロエチレン0.4mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき	1,1,1-トリクロロエタン3mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき	1,1,2-トリクロロエタン0.06mg以下
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき	1,3-ジクロロプロベン0.02mg以下
チウラム	検液1Lにつき	チウラム0.06mg以下
シマジン	検液1Lにつき	シマジン0.03mg以下
チオベンカルブ	検液1Lにつき	チオベンカルブ0.2mg以下
ベンゼン	検液1Lにつき	ベンゼン0.1mg以下
セレン又はその化合物	検液1Lにつき	セレン0.1mg以下
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき	1,4-ジオキサン0.5mg以下
ダイオキシン類	検液1Lにつき	ダイオキシン類10pg-TEQ以下

備考：1. この表に掲げる基準は、本総理府令第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃棄物に含まれる各号上欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各号下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。  
2. 「検出されないこと。」とは、本総理府令第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第6号、平成29年6月12日最終改正） より作成

## ト. 土壌汚染

「土壤汚染対策法」（平成 14 年 法律第 53 号）に基づく要措置区域の指定基準は、第 3.2-39 表のとおりである。

第3.2-39表 土壌汚染対策法に基づく指定基準

特定有害物質	指定基準	
	土壌溶出量	土壌含有量
カドミウム及びその化合物	検液 1 L につき カドミウム 0.003mg 以下であること。	土壌 1 kg につき カドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1 L につき 六価クロム 0.05mg 以下であること。	土壌 1 kg につき 六価クロム 250mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。	—
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。	—
シアノ化合物	検液中にシアノが検出されないこと。	土壌 1 kg につき 遊離シアノ 50mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。	—
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。	—
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。	—
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。	—
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。	—
1,3-ジクロロプロパン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。	—
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。	—
水銀及びその化合物	検液 1 L につき 水銀 0.0005mg 以下であり、 かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	土壌 1 kg につき 水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	検液 1 L につき セレン 0.01mg 以下であること。	土壌 1 kg につき セレン 150mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	—
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。	—
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。	—
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	—
鉛及びその化合物	検液 1 L につき 鉛 0.01mg 以下であること。	土壌 1 kg につき 鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1 L につき 砒素 0.01mg 以下であること。	土壌 1 kg につき 砒素 150mg 以下であること。
ふつ素及びその化合物	検液 1 L につき ふつ素 0.8mg 以下であること。	土壌 1 kg につき ふつ素 4,000mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。	—
ほう素及びその化合物	検液 1 L につき ほう素 1 mg 以下であること。	土壌 1 kg につき ほう素 4,000mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	—
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	—

注：「—」は、基準値が設定されていないことを示す。

「土壤汚染対策法施行規則」（平成 14 年 環境省令第 29 号、令和 6 年 4 月 1 日最終改正）より作成

## チ. 地盤沈下

対象事業実施区域は、「工業用水法」（昭和 31 年 法律第 146 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 法律第 100 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正）に基づく地下水の採取の規制を受ける指定地域はない。

なお、本事業の実施に伴う地下水の採取は行わない。

#### リ. ダイオキシン類

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正)により、工場又は事業場に設置される特定施設から排出される排出ガス又は排出水について排出基準等が定められている。

なお、本事業の実施に当たって、政令に定める特定施設はないことから、排出基準は適用されない。

#### ヌ. 特定化学物質

特定化学物質については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 86 号、平成 14 年 12 月 13 日最終改正)により、政令で定める化学物質を製造・使用・生成・排出する事業者は、対象化学物質の環境への排出量と廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量との届出が義務付けられている。

本事業の実施に伴い、水管等の防錆剤としてヒドラジンなど政令に定める第一種指定化学物質を取り扱うことから、排出量等の把握・届出が定められている。

#### ル. 廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正)により、事業活動に伴って発生した廃棄物は事業者が自らの責任において適正に処理することが定められている。

また、建設工事については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正)により、特定建設資材(プレキャスト板等を含むコンクリート、アスファルト・コンクリート、木材)を用いた建築物等に係る解体工事又は一定規模以上の建設工事(その施工に特定建設資材を使用する新築工事等)について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことが義務付けられている。

#### ヲ. 残土

残土については、「建設副産物適正処理推進要綱」(平成 5 年建設省経建第 3 号、平成 14 年 5 月 30 日最終改正)により、建設工事の副産物である建設発生土は、発生の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めるよう定められている。

#### ワ. 温室効果ガス

二酸化炭素等の温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号、令和 4 年 6 月 17 日最終改正)により、事業活動等に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する者として政令で定めるもの(以下「特定排出者」という。)は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が義務付けられている。

本事業の事業者は特定排出者に該当することから、温室効果ガス算定排出量の報告を行う必要がある。

#### 力. エネルギー

##### (イ) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」(昭和 54 年法律第 49 号、令和 5 年 4 月 1 日最終改正)に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成 21 年経済産業省告示第 66 号、令和 5 年 3 月 31 日最終改正)」により、電力供給業に使用する発電専用設備を新設する場合の基準発電効率が第 3.2-40 表、電力供給業のベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準が第 3.2-13 図のとおり定められている。

可燃性天然ガスによる火力発電の基準発電効率については、50.5%（定格時の高位発熱量基準による発電端効率）が設定されている。また、ベンチマーク指標については、燃料種毎の発電効率の目標値に対する達成率を指標とした「火力発電熱効率A指標」と火力発電の総合的な発電効率を指標とした「火力発電熱効率B指標」が設定されており、それぞれの目指すべき水準としてA指標は 1.00 以上、B 指標は 44.3%以上とすることが求められている。

第3.2-40表 発電設備を新設する際の基準発電効率

発電方式	基準発電効率 (単位: %)
石炭による火力発電	42.0
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電	50.5
石油その他の燃料による火力発電	39.0

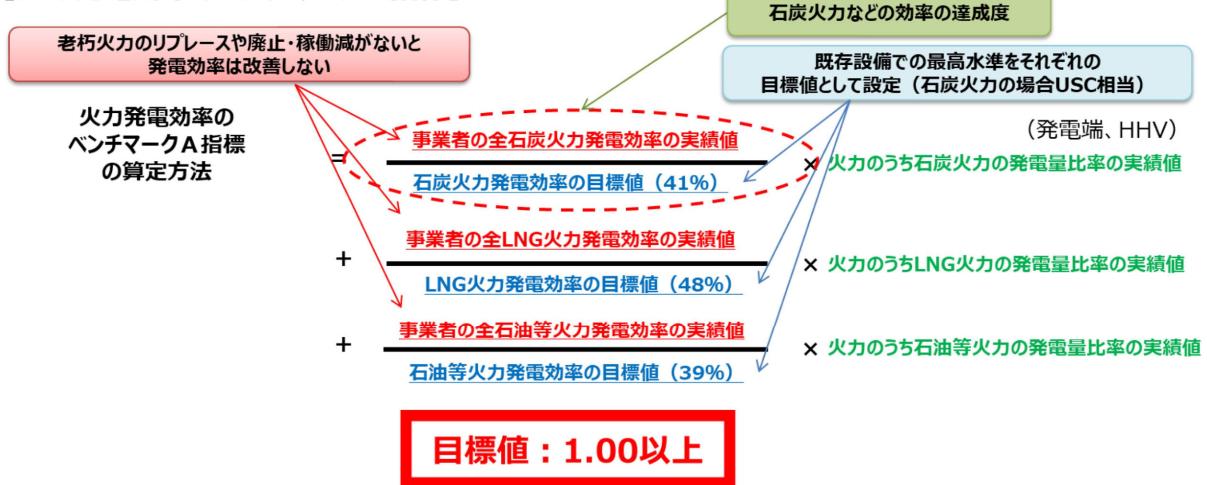
- 注：1. この表に掲げる基準発電効率の値は、定格時の高位発熱量基準による発電端効率について定めたものである。  
2. この表に掲げる基準発電効率の値は、離島等（電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに規定する離島等をいう。）に設置するものについては適用しない。  
3. この表に掲げる基準発電効率の値は、次に掲げる条件を全て満たす、設備容量が 20 万 kW 未満の可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電設備の発電効率については適用しない。  
(1) 発電の開始から最大出力状態までに、平均で毎分 15%以上の出力変化が可能であること。  
(2) 定格時の高位発熱量基準による発電端効率が 44.5%以上であること。

「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」  
(平成 21 年経済産業省告示第 66 号、令和 5 年 3 月 31 日最終改正) より作成

## 火力発電効率A指標

：燃料種ごとの発電効率をベンチマーク指標として設定しています。

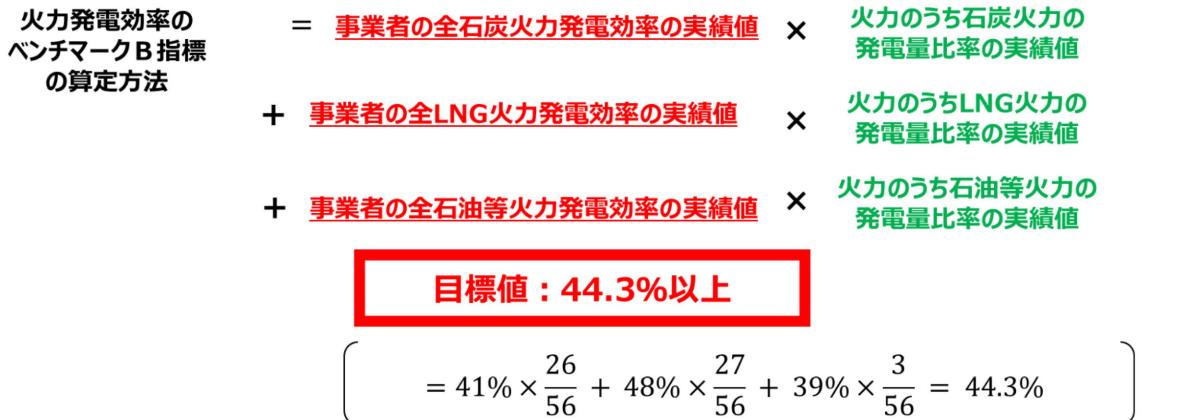
### 【火力発電効率のベンチマークA指標】



## 火力発電効率B指標

：火力発電の総合的な発電効率そのものをベンチマーク指標として設定しています。

### 【火力発電効率のベンチマークB指標】



「エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく電力供給業のベンチマーク指標の実績について  
(令和5年度定期報告 (令和4年度実績) 分) (資源エネルギー庁、令和6年9月) より作成

第3.2-13図 火力発電に係るベンチマーク制度の概要

#### (ロ) エネルギー供給構造高度化法

「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(平成21年法律第72号、令和5年4月1日最終改正)に基づく「エネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準」(平成28年経済産業省告示第112号、令和6年3月29日最終改正)により、小売電気事業者は、令和12(2030)年度における非化石電源比率を44%以上とすることが求められている。

### ③ その他・環境保全計画等

#### イ. 公害防止計画

公害防止計画は、現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難である地域等について、知事が策定する計画であり、対象事業実施区域が位置する北九州地域においては、昭和 47 (1972) 年度以後 8 期 39 年にわたり公害防止計画を策定し、各種公害防止施策が講じられてきた。その結果、地域の環境は全般的に改善したが、水質汚濁対策など引き続き総合的な対策を講じる必要があるとの判断から、平成 23 (2011) 年度に新たな計画として、①響灘及び周防灘及び豊前地先海域の水質汚濁の防止、②洞海湾（川代泊地）のダイオキシン類汚染による底質の汚染の防止を特に重点的に解決を図るべき主要課題とした公害防止計画が策定（本計画の実施期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間）されている。

なお、本計画では、これまで主要課題としていた自動車交通公害については、平成 22 年度において二酸化窒素が全ての観測局で環境基準を達成していることや、自動車騒音の環境基準達成状況が年々良くなっていることから主要課題とはされていない。

#### ロ. 北九州市環境基本計画

北九州市では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 19 年 10 月に北九州市環境基本計画（以下、計画）を策定し、市民、団体、企業、研究機関、行政等が一丸となり、「世界の環境首都」の実現に向けた取組を進められている。

#### 【北九州市環境基本計画】

「北九州市環境基本条例」（平成 12 年北九州市条例第 71 号）に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、平成 19 年 10 月に策定され、以降、平成 25 年 2 月、平成 29 年 11 月、令和 6 年 10 月に改定。

計画期間中に重点的に取組むべき政策目標として、以下の 4 つを掲げている。

- ・脱炭素(カーボンニュートラル)社会の実現
- ・循環経済(サーキュラーエコノミー)システムの構築
- ・生物多様性の増進と環境保全の推進
- ・環境国際ビジネス拠点化の推進

#### ハ. 北九州市地球温暖化対策実行計画

北九州市では、「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画（平成 28 年 8 月）」\*を改定した「北九州市地球温暖化対策実行計画（令和 3 年 8 月）」（計画期間は、令和 3 年（2021）から令和 12 年（2030））が策定されており、最新の国内外の動向や科学的知見を踏まえながら、脱炭素社会の実現を見据えた温室効果ガスの削減目標や、緩和と適応

に関する具体的な取組みを定め、SDGs 未来都市である北九州市としての地球温暖化対策をこれまで以上に加速させる各種施策が示されている。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に規定される地方公共団体実行計画（区域施策編・事務事業編）として、また、気候変動適応法第 12 条に規定される地域気候変動適応計画として位置づけている。

※「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画（平成 28 年 8 月）」

北九州市は、「環境モデル都市」の選定を受け、平成 21 年度に「環境モデル都市行動計画」を策定し、さらに平成 26 年 3 月に計画の改訂を行い、低炭素社会づくりに幅広く取組み、その後、気候変動防止に係る国際的枠組みである「パリ協定」や国の「地球温暖化対策計画」を踏まえて、平成 28 年 8 月に「地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画」を策定して、低炭素社会づくりを推進。

## 二.瀬戸内海の環境保全計画

福岡県では、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 4 条の規定に基づき、福岡県の区域（同法第 2 条第 1 項に規定する瀬戸内海及び同法第 5 条第 1 項に規定する関係府県の区域のうち福岡県の区域をいう。）において、瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を示した「瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画」が策定（昭和 56 年）されており、令和 6 年 2 月に一部変更された計画期間は、令和 5 年度から概ね 10 年とされている。

この計画は、広く県民に対し、瀬戸内海の環境を保全するための目標及びその目標を達成するために講すべき施策を示すものであり、また、県、関係市町村、事業者及び関係団体等が目標達成に向けて取組みを進めるに当たっての指針となるべきものである。

## ホ. 緑化計画

北九州市は、「工場立地法」（昭和 34 年法律第 24 号）第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づき、製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場の立地に関する緑地及び環境施設について、「工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく市準則を定める条例」（平成 11 年北九州市条例第 33 号）を定めている。

対象事業実施区域のうち新小倉発電所敷地は、条例に基づく第 2 種区域に設定されており、緑地面積率等は、①緑地の面積の敷地面積に対する割合：100 分の 15 以上、②環境施設の面積の敷地面積に対する割合：100 分の 20 以上、となっている。

## ヘ. 北九州市都市景観条例

北九州市では、昭和 59 年に景観施策の根本としての「北九州市都市景観条例」を制定、平成 16 年に景観法が制定されたことにより「北九州市景観づくりマスターplan」及び「北九

州市景観計画」を策定、平成 20 年 10 月 6 日に、「北九州市都市景観条例」を景観法に基づく条例へ改正し、平成 21 年 4 月 1 日に施行されている。

「北九州市都市景観条例」は、景観法の規定に基づき必要な事項を定めるとともに、北九州が持つ自然的、社会的、歴史的条件と調和した都市景観の形成に関し、北九州市、市民及び事業者の責務並びに市の施策の基本を明らかにすることにより、地域の個性を生かしたまちづくりを推進し、もって美しく風格のある北九州の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に寄与することを目的としている。

#### ト. 北九州市景観づくりマスターplan・北九州市景観計画

北九州市では、「北九州市都市景観条例」（昭和 59 年北九州市条例第 26 号）施行以降、都市景観の向上に関する積極的な取組みが行われており、さらには、平成 19 年、北九州市都市計画審議会から「市民が誇れる北九州らしい景観づくりのあり方」についての答申を受け、平成 20 年に北九州市の景観施策の基本的な指針となる「北九州市景観づくりマスターplan」、併せて景観法に基づき良好な景観の形成のための行為の制限等を定めた「北九州市景観計画」が策定されている。

なお、「北九州市景観づくりマスターplan」は平成 31 年 4 月に改定され、それに沿って、「北九州市景観計画」が変更（令和 2 年 4 月 1 日）されている。

#### チ. 第 2 次北九州市生物多様性戦略

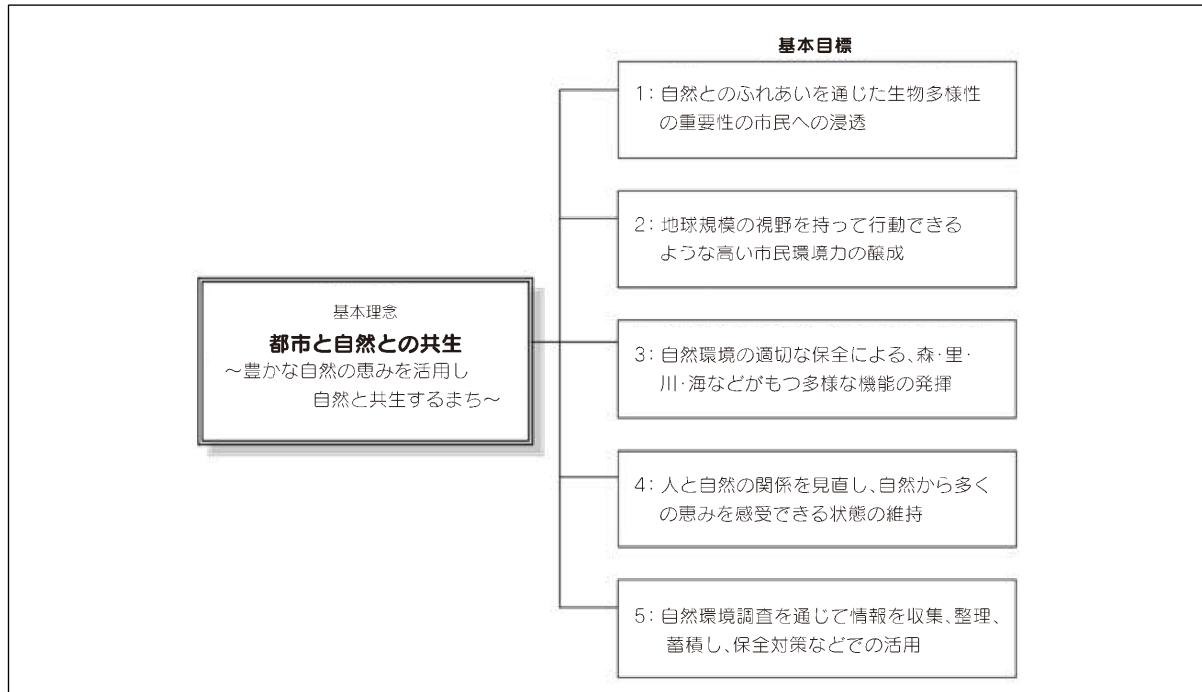
北九州市は、三方を響灘、関門海峡、周防灘と特徴の異なる海に囲まれ、市域の約 4 割を森林が占めるなど、工業都市、産業都市でありながら豊かな自然に恵まれている。

北九州市では、このような豊かな自然環境を将来にわたって守り、市民と自然とのふれあいを推進することなどを目的として、平成 17 年 9 月に「北九州市自然環境保全基本計画」を策定し、「都市のなかの自然、自然のなかの都市」の実現を目指した取組を推進することが示されている。また、平成 20 年 6 月に生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）が施行されたことを受け、自然環境保全基本計画を改訂する形で、平成 22 年 11 月に「北九州市生物多様性戦略」を策定し、生物多様性の確保に向けた様々な取組みが進められている。

この間、国際的には COP10（生物多様性条約第 10 回締約国会議）が愛知県名古屋市で開催され、生物多様性に関して世界の目標となる「愛知目標」が採択され、我が国では、平成 24 年に愛知目標の達成に向けて、約 700 の具体的政策、50 の数値目標を掲げた「生物多様性国家戦略 2012-2020」（以下「国家戦略」という。）が策定されるなど、生物多様性を取り巻く状況は大きく変化してきた。

こうした生物多様性に関する国内外の動向も踏まえ、北九州市では、平成 28 年 3 月に「第 2 次北九州市生物多様性戦略（2015 年度-2024 年度）」を策定し、本市の生物多様性の現状や課題を示すとともに、その上で「都市と自然との共生～豊かな自然の恵みを活用し 自然

と共生するまち～」の基本理念を実現するため、今後 10 年間で実施する基本政策や数値目標を定めている。北九州市生物多様性戦略の基本目標は、第 3.2-14 図のとおりである。



「第 2 次北九州市生物多様性戦略（2015 年度-2024 年度）」より作成

第 3.2-14 図 北九州市生物多様性戦略の基本目標

#### ④ その他

##### イ. 東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめの概要

経済産業省及び環境省は、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（経済産業省・環境省、2013年）として環境保全への取組等についての合意事項をまとめ、「環境アセスメントにおける二酸化炭素の取扱い」について、以下のとおり公表・整理している。

##### (イ) BAT (Best Available Technology)

国は、事業者がBATの採用を検討する際参考となるよう、発電技術を以下の3つに分類し、「最新鋭の発電技術の商用化及び開発状況 (BATの参考)」を公表している。

- (A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術
- (B) 商用プラントとして着工済みの発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続に入っている発電技術
- (C) 上記以外の開発・実証段階の発電技術

事業者は、当該技術の採用を検討するに当たって (B) について採用の可能性を検討した上で、(A) 以上のものとするよう努めることとしている。

##### (ロ) 国の地球温暖化対策の目標・計画との整合性

環境アセスメントの審査に当たって、以下の場合においては、国の目標・計画との整合性は確保されているものと整理する。

- ・国の計画と整合的な目標が定められていること等を主な内容とする電力業界全体の枠組みに事業者が参加し、当該枠組みの下で二酸化炭素排出削減に取り組んでいくこととしている場合
- ・当該枠組の下で計画的に二酸化炭素排出削減の取組を行うこととしている場合であって、自主的な取組として天然ガス火力を超過する分に相当する純増分について海外での削減に係る取組を行うなどの環境保全措置を講じることとしている場合

## 四. 2040 年度におけるエネルギー需給の見通し

「2040 年度エネルギー需給の見通し (関連資料)」(資源エネルギー庁、令和 7 年) では、単一の前提ありきではなく、様々な不確実性が存在することを念頭に、エネルギー政策における S+3E の原則の下、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46% 削減、及び 2050 年ネットゼロを目指すことを踏まえ、現時点において幅を持ってエネルギー需給の見通しが示されている。

エネルギー需給及び電力需要の見通しは第 1 表、2030 年度における電源構成は、第 2 表のとおりである。

2050 年カーボンニュートラルに向けて不確実性が大きい中、官民が予見可能性を持ちながら、経済成長と排出削減の両立に向けた取組を進めるための野心的な目標として 2040 年度温室効果ガス 73% 削減との目標を設定しており、2040 年度エネルギー需給見通しについては、こうした野心的な目標を前提に、将来からバックキャストして考える方法を採用している。このため、2040 年度エネルギー需給見通しは、前提により変わり得るものであり、かつ、一定の技術進展が実現する場合に到達可能なものであることを踏まえた上で、我が国のエネルギー政策として目指すべき方向性が示されている。

第 1 表 エネルギー需要及び電力需要の見通し

項目	時期		
	2013 年度 (実績)	2022 年度 (実績)	2040 年度 (見通し)
エネルギー需要	3.6 億 kL	3.1 億 kL	2.6~2.7 億 kL 程度
電力需要	0.99 兆 kWh	0.90 兆 kWh	0.9~1.1 兆 kWh 程度

「2040 年度におけるエネルギー受給の見通し (関連資料)」(資源エネルギー庁、令和 7 年) より作成

第 2 表 電源構成

項目	時期		
	2013 年度 (実績)	2022 年度 (実績)	2040 年度 (見通し)
発電電力量	1.08 兆 kWh	1.00 兆 kWh	1.1~1.2 兆 kWh 程度
再エネ	10.9%	21.8%	4~5 割程度
太陽光	1.2%	9.2%	23~29% 程度
風力	0.5%	0.9%	4~8% 程度
水力	7.3%	7.7%	8~10% 程度
地熱	0.2%	0.3%	1~2% 程度
バイオマス	1.6%	3.7%	5~6% 程度
原子力	0.9%	5.6%	2 割程度
火力	88.3%	72.6%	3~4 割程度

「2040 年度におけるエネルギー受給の見通し (関連資料)」(資源エネルギー庁、令和 7 年) より作成

#### ハ. 電気事業低炭素社会協議会及びカーボンニュートラル行動計画

電気事業連合会加盟 10 社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社及び新電力の有志は、2015 年 7 月に低炭素社会の実現に向けた自主的枠組みを構築するとともに、「電気事業における低炭素社会実行計画」（現「カーボンニュートラル行動計画」）を策定し、計画の目標達成に向けた取り組みを着実に推進するため、2016 年 2 月 8 日に自主的枠組みとして「電気事業低炭素社会協議会」を設立した（2025 年 6 月 3 日時点：参加企業 61 社）。

「カーボンニュートラル行動計画」では、国全体の温室効果ガス削減目標（2030 年度において 2013 年度比 46% 削減）の達成に向け、合理性を維持しつつ、日本国政府の示す野心的な「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」に基づく国全体の二酸化炭素排出係数実現を目指す<sup>※1</sup>、<sup>※2</sup>。

また、火力発電所の新設等に当たり、プラント規模に応じて、経済的に利用可能な最良の技術（BAT）を活用すること等により、最大削減ポテンシャルとして約 1,100 万 t-CO<sub>2</sub> の排出削減を見込む<sup>※2</sup>、<sup>※3</sup>。

※1 「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」が実現した場合の国全体での二酸化炭素排出係数は、0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh 程度（使用端）。

※2 エネルギー・環境政策や技術開発の国内外の動向、事業環境の変化等を踏まえて、PDCA サイクルを推進する中で、必要に応じて本「目標・行動計画」を見直していく。

※3 2013 年度以降の主な電源開発における BAT の導入を、従来型技術導入の場合と比較した効果等を示した最大削減ポテンシャル。

## （2）自然関係法令等

対象事業実施区域及びその周囲における自然関係法令等による地域指定等の状況は、第3.2-41表及び第3.2-15図のとおりである。

なお、景観保全関連においては、対象事業実施区域は「景観法」及び「北九州市都市景観条例」に基づく「北九州市景観計画」（北九州市、令和2年）により臨海部産業景観形成誘導地域として12地区に区分されたうちの日明地区に位置し、建築物等の色彩に関する基準が定められている。

第3.2-41表 自然関係法令等による地域指定等の状況

地域その他の対象		指定等の有無		関係法令等
		対象事業 実施区域の 周囲の地域	対象事業 実施区域	
自然保護	自然公園	国立公園	×	×
		国定公園	○	×
		県立自然公園	×	×
	自然環境保全	原生自然環境保全地域	×	×
		自然環境保全地域	×	×
		自然海浜保全地域	×	×
	自然遺産		×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）
	緑地	特別緑地保全地区	○	都市緑地法
		近郊緑地保全地区	×	首都圏近郊緑地保全法
	動植物保護	生息地等保護区	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		鳥獣保護区	○	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区（特別保護地区）	×	
		休獵区	×	
		特定猟具（銃器）使用禁止区域	○	
		登録簿に掲げられる湿地の区域	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）
		保護水面	×	水産資源保護法
文化財保護	史跡・名勝	国指定	×	文化財保護法
		県指定	○	福岡県文化財保護条例
		市指定	○	北九州市文化財保護条例
	天然記念物	国指定	○	文化財保護法
		県指定	×	福岡県文化財保護条例
		市指定	×	北九州市文化財保護条例
景観保全	歴史的風土保存区域		×	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
	風致地区		○	都市計画法
	景観	景観計画区域	○	景観法
		景観形成誘導地域	○	北九州市都市景観条例
		景観重点整備地区	○	
国土防災	保安林		○	森林法
	海岸保全区域		×	海岸法
	砂防指定地		○	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域		○	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域		×	地すべり等防止法

注：「○」は指定あり、「×」は指定なしを示す。

「北九州市景観づくりマスターplan」（北九州市、平成31年）

「福岡県北九州県土整備事務所管内図」（福岡県、令和5年）

「北九州市都市計画総括図」（北九州市、令和6年11月閲覧）

「福岡県の自然公園」（福岡県HP、令和6年11月閲覧）

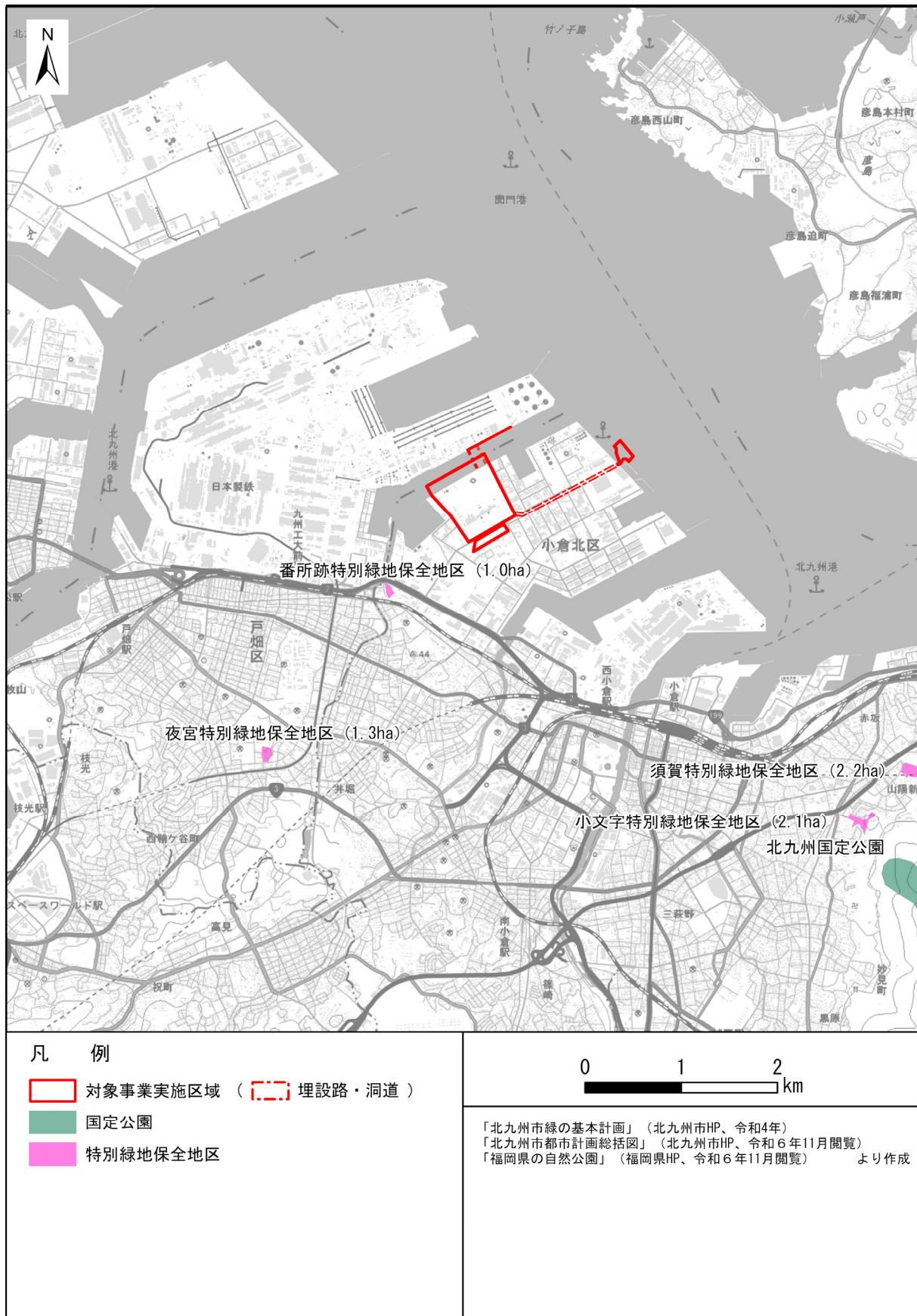
「令和6年度福岡県鳥獣保護区等位置図」（福岡県HP、令和6年11月閲覧）

「指定文化財」（北九州市HP、令和6年11月閲覧）

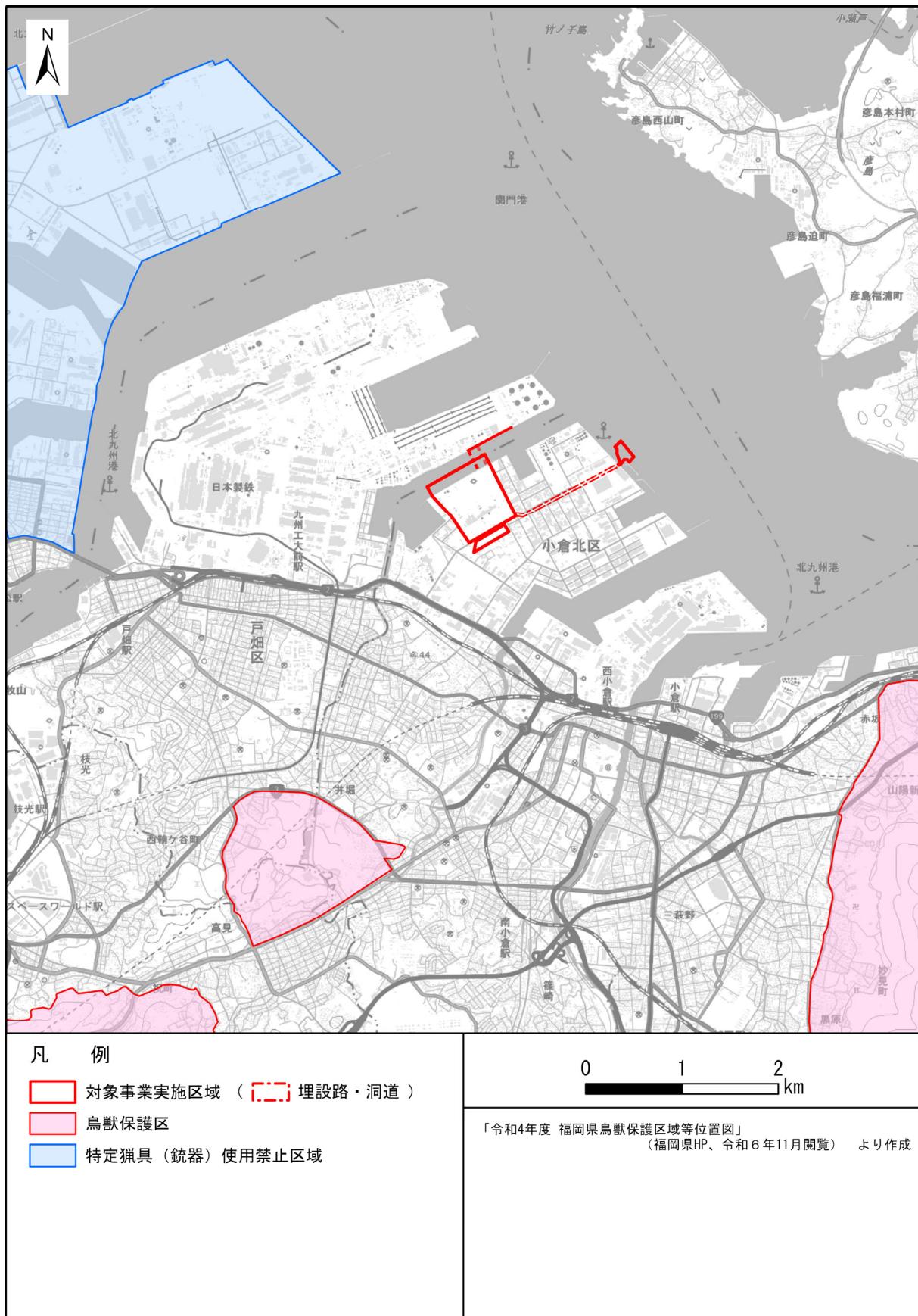
「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」

（国土交通省HP、令和6年11月閲覧）

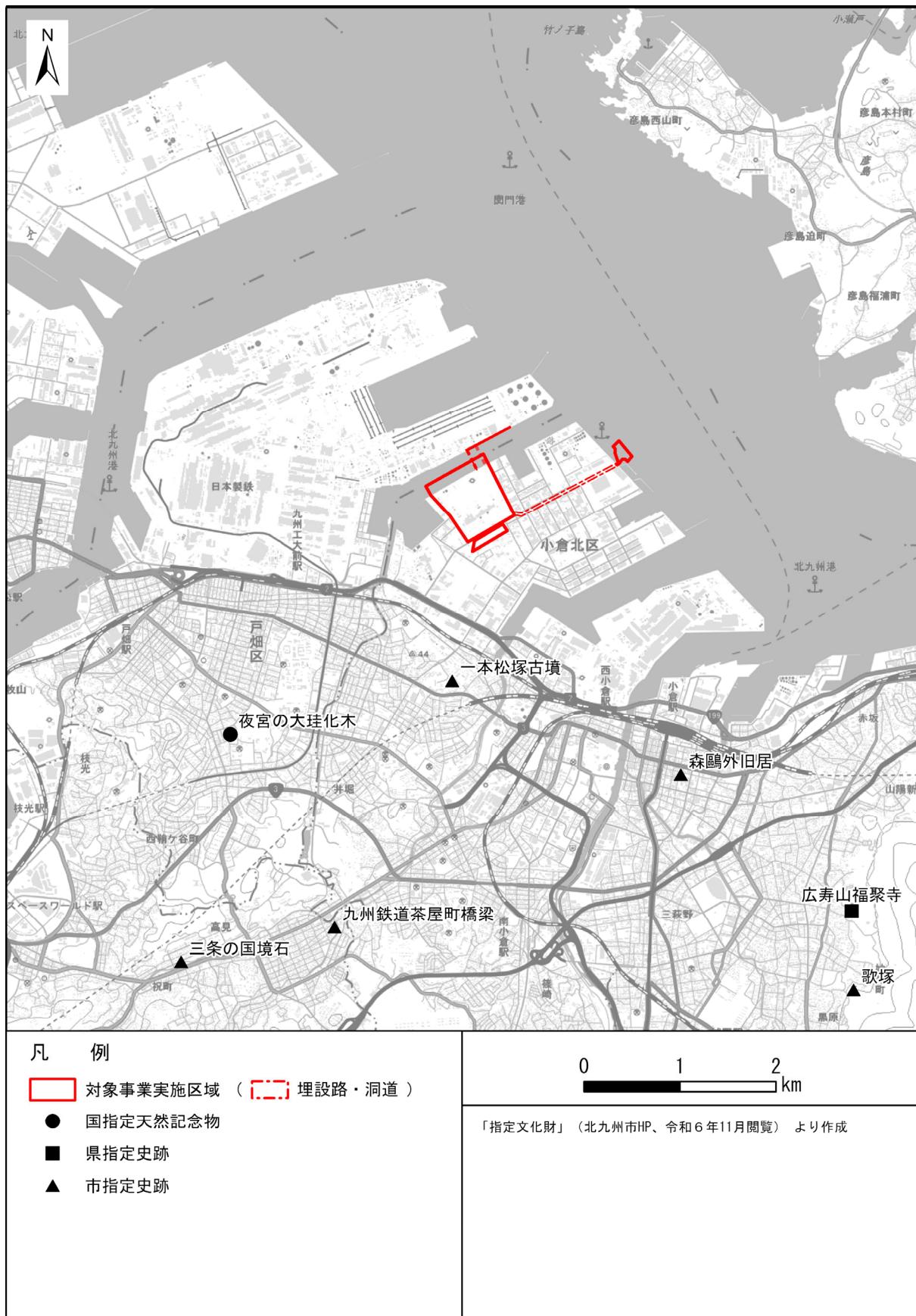
より作成



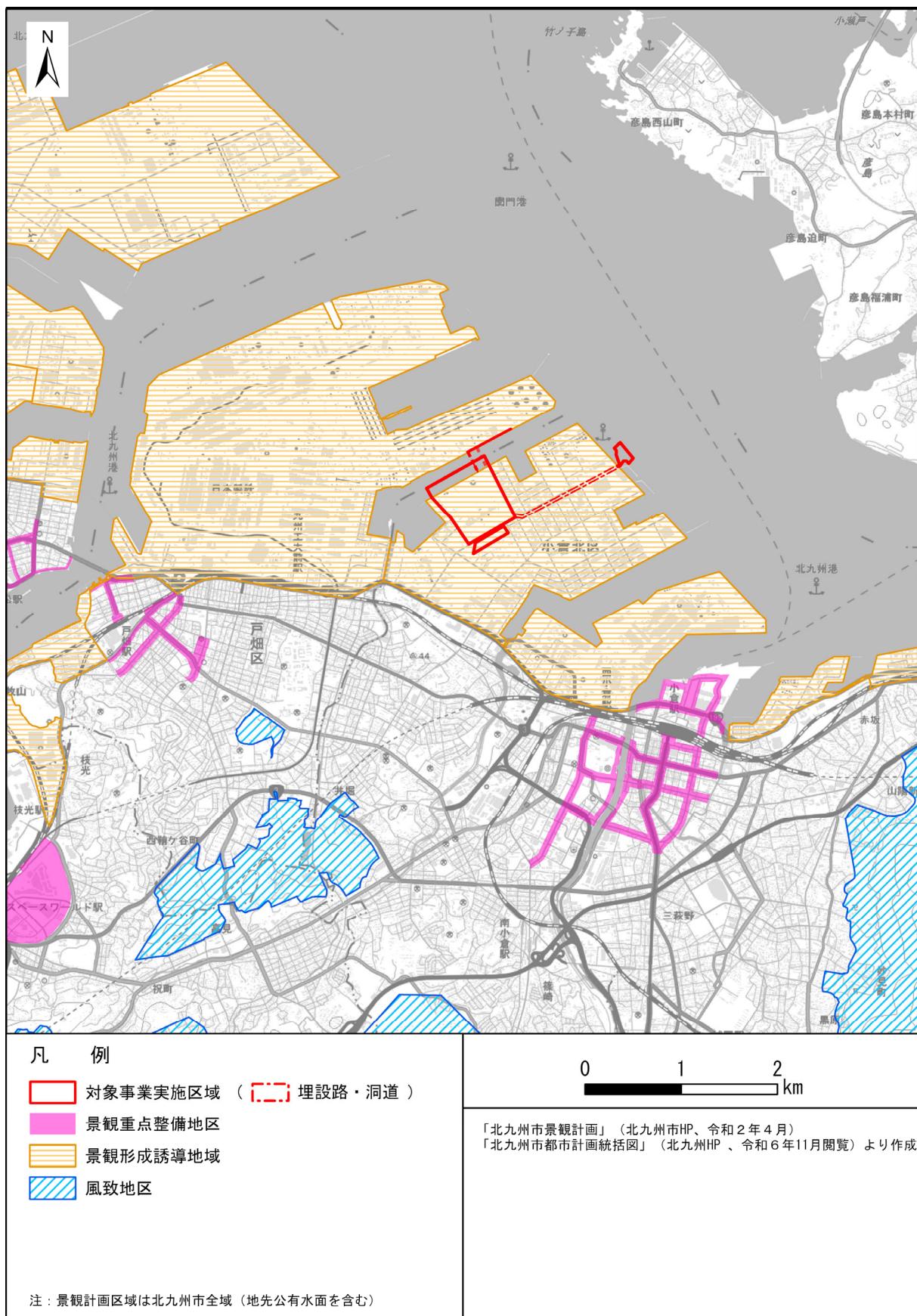
### 第 3.2-15 図(1) 自然環境関係法令による地域指定等の状況（自然公園、緑地）



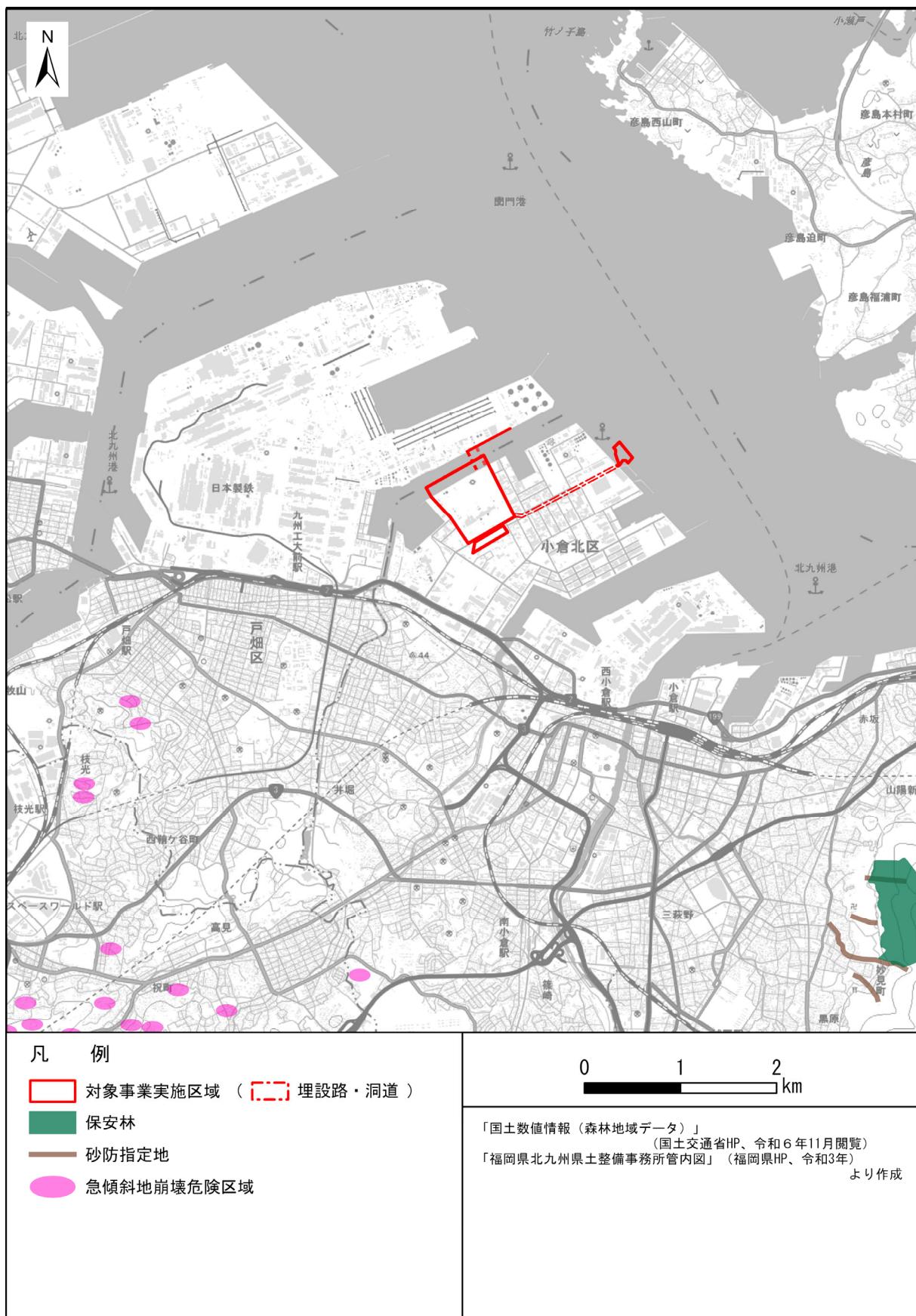
第 3.2-15 図(2) 自然環境関係法令による地域指定等の状況 (動植物保護)



第 3.2-15 図(3) 自然環境関係法令による地域指定等の状況 (史跡、天然記念物)



第 3.2-15 図(4) 自然環境関係法令による地域指定等の状況（風致地区、景観）



第 3.2-15 図(5) 自然環境関係法令による地域指定等の状況（保安林等）

(空白)

(230)